

I. 案件の概要

1. 世銀側の要請、及び JICA 調査員派遣の背景

本件は、所謂先方要請に基づく技術協力要員の派遣とは異なるが、世銀から JICA に職員派遣の要請が行なわれた背景について簡単に述べたい。

筆者の配属された世銀資源動員・協調融資局（Resource Mobilization & Cofinancing Vice Presidency、以下 RMC）は、5 代にわたって日本人が副総裁職を務めており、金融資源の動員面で世銀の重要パートナーであった日本を伝統的に重視する傾向が強かった。筆者の派遣要請が行なわれる前、RMC には日本人職員 2 名が配属され、ともに信託基金・協調融資部（Trust Funds & Cofinancing Department、以下 TFC）に在籍していた。1 名は日本輸出入銀行、もう 1 名が OECF からの出向ポストであった。1990 年代は、右肩上がりの日本の ODA 予算とその結果として日本政府の信託基金拠出額が急速に増大した時期であり、OECF 所管の円借款による世銀との協調融資だけでなく、日本の経常黒字還流策として積極推進された輸銀所管のアンタイドローンによる世銀との協調融資案件も非常に件数が多く、輸銀と OECF 双方から出向者を受け入れて協調融資実施促進に当たらせる必要があった。しかし、1990 年代末から日本との協調融資は急減し、輸銀と OECF が合併統合して JBIC になったのを契機に JBIC 側では先に契約期間満了を迎える奥井誠職員（輸銀出身）の交代要員の補充を行わず、工藤勉職員（OECF 出身）1 人が在籍することになった。

当時の RMC 副総裁は Geoffrey Lamb 現副総裁の前任である日下部元雄氏であったが、日下部前副総裁は当時から既に問題が顕在化し始めていた政策・人材開発基金（Policy & Human Resources Development Fund、通称 PHRD）の未使用残問題、及びご本人の強い関心もあって、個別の PHRD 案件の形成に積極的に関わり、PHRD 技術援助（TA）グラントの執行率を改善するためにその実施面でも積極的に関与された。このため、実際のロジ面で奥井、工藤両職員がアレンジする機会が多かったと聞く。奥井職員が離任した後、1 人で対日本業務全般を担当し、加えて日下部前副総裁からの特命業務もこなすことで、工藤職員の業務量がキャパシティを超える状況に陥った。このこともあって、日下部前副総裁は、TFC にもう 1 名日本人職員を補充すること、そしてその人選に当たっては、ウォルフエンソンの世銀総裁就任後急速にクローズアップされ始めたキャパシティビルディングで深い経験を持つ JICA から受け入れることを、副総裁アドバイザーである Al Howlett、TFC の部長であった Arif Zulfqar 等と協議の上決定した。

これは、2000 年初頭当時、JICA 職員の受入先を模索していた JICA 米国事務所のニーズともマッチするものであった。JICA 側でも、平成 12 年度（2000 年度）援助効率促進費で「連携協力調査員」の増員が認められたところで、世銀に対して連携協力に係る調査を目的とした職員の派遣を目指していた。幸い、予算措置についても JICA 側援助費の負担ゼロであり、人選についても JICA に一任（Zulfqar 部長と事前の面接が形式上予定されていたが、同部長の 8 月東京出張がキャンセルされたために実現しなかった）であったため、2000 年 4 月上旬に筆者が打診を受け、応諾した。

世銀 TFC からのオファーは「協調融資担当官（Cofinancing Officer）」で、JICA 側の派遣職員肩書は「連携協力調査員」であった。協調融資担当官の TOR の

一部が JICA の連携協力調査員の TOR と重なっているに過ぎないが、渡航に当たって、援助協調室からは、世銀側 TOR を優先との了解をいただいている。

2. その他の関連事項

当然のことながら、世銀に対しても自分が JICA の連携協力調査員である旨は伏せて、あくまでも TFC の協調融資担当官としての TOR の中で JICA との連携協力に関してできることをやる姿勢を貫いてきた。

また、RMC の対 JBIC 関連の補足であるが、旧輸銀出身の奥井職員が離任して JICA からの出向者が TFC に着任するに当たって、日下部前副総裁の強い意向もあって、旧輸銀分の JBIC ポストの代替案として、IDA 増資と国別配分を担当する資源動員部（Resource Mobilization Department、FRM）に JBIC 田中章浩職員が 2000 年 9 月に着任している。

II. 配属機関の受入体制

1. 配属機関及び業務の形態

世界銀行に関する一般的説明は、第 1 回業務報告書で述べているので省略するが、配属先の業務との関連で、資金調達に関する箇所についてはごく簡単に紹介しておくと思いわれるので以下に述べる。

(1) 世銀援助予算の分類

世銀の援助予算を大きく分類すると、①IBRD 資金（市場調達）、②IDA 資金（加盟国拠出金）、③内部留保金から成り、これに外部のパートナーからの協調融資、信託基金といった外部資金が加わる。IDA 資金は 3 年サイクルの加盟国間増資交渉で合意された各国の拠出金である。IDA 資金の一部はグラントとして受益国に無償供与されるが、資金の大半は無利子だが返済負担を伴う。受益国は利払いに代わって手数料を支払う。内部留保金は、調達資金の運用や、受益国からの利息・手数料収入益を計上しており、ここから、毎年の世銀事務管理予算（Administrative Budget 或は Bank Budget、BB）と世銀自身が信託基金に拠出する原資（Development Grant Facility、DGF）が賄われている。BB は 4 月の開発委員会の前に理事会に提出され、年度が変わる 6 月までに理事会承認を受ける。DGF への振替は年 3 回ほど検討委員会が行なわれている。

(2) 協調融資

一方、協調融資は次のようなケースに一般に模索される。①当該国への IDA 資金配分額が少なく、当該国の資金ギャップを世銀だけでは埋めることができない場合、②融資案件の規模が大きく、世銀単独でリスクを取ることが難しい場合、③世銀貸出プロジェクトの準備を受益国政府が行なう際、その準備の質的向上を図るため、受益国に技術援助（TA）のグラントを供与したい場合、である。勿論、これらのケースのみを協調融資と見なすというよりも、いかなる形態であれ、世銀と他の援助機関がともに費用を負担する場合は協調融資と見なされる。

上記□を若干補足すると、世銀はプロジェクトに融資は行なうが、本来受益国政府が行なうべきプロジェクト準備活動（フィージビリティ調査やキャパシティビルディング）には融資を行なっていない。プロジェクト準備作業自体がキャッシュフローを生むものではないからである。しかし、一方で受益国政府側のプロジェクト準備作業を支援することが準備されるプロジェクトの質的向上に繋がるとの評価もあり、世銀が TA グラントを供与して受益国側の活動を支援するケースは多く見られる。この場合の原資は、加盟先進国政府が拠出した信託基金である。そして、受益国政府は、受け取ったグラントによってコンサルタントを傭上し、必要な調査や、世銀プロジェクトの関係者に対するキャパシティビルディングの実施を委託するのである。世銀加盟先進国の中には、このような世銀プロジェクトサイクルの川上部分をファンディングする信託基金の拠出を以って世銀との協調融資と定義しているところもある。この定義でいけば、日本の PHRD 基金の TA グラントプログラムは日本政府との協調融資と言うこともできる。但し、PHRD の場合、上で挙げた第一、第二の活用方法は未だ検討中の段階である。

このように、**協調融資**と**信託基金**は、**目的と手段の関係にある部分も多い**。特に欧州諸国の場合、二国間援助も**グラント**中心なので、世銀に**協調融資**を目的とした**信託基金（Cofinancing Trust Fund）**を開設し、世銀の**ディスバースメント**のスケジュールに合わせて**信託基金**から**グラント**を供与する「**ジョイント協調融資**」という形態を取ることが多い。**JICA**が2001年1月に**ヨルダン遠隔地教育センター**の資機材調達を**WBI**と共同で行なった際、**JICA**は世銀に290,000ドルの**信託基金**を開設したことがあるが、これは世銀から見た場合**JICA**との唯一の**ジョイント協調融資**であると今でも言われている。

一方、世銀の**ディスバースメント**のスケジュールに合わせず**協調融資**パートナーが独自のスケジュールに基づいて**ディスバース**し、現地での**資機材・サービス**の調達手続も世銀の調達ガイドラインとは別の独自のガイドラインに基づいて行なわれるケースを「**パラレル協調融資**」と呼んでいる。**JBIC**の**ODA**ローンや**KfW**が行なう世銀との**協調融資**は殆どが**パラレル協調融資**である。但し、**JBIC**の**アンタイトローン（国際金融勘定）**は、スキーム上**国際金融機関**との**協調融資**を前提としており、世銀に**ローン資金**をいったん振り込むという**ジョイント協調融資**も行なわれる。

日本政府が拠出する**PHRD**基金でも、2004年度から世銀貸出プロジェクトの**TA**コンポーネントに対して**グラント**供与するための**協調融資ファシリティ（PHRD Cofinancing Facility）**を初めて設けた。初年度の拠出額は40百万ドルである。

（3）信託基金

世銀とドナーが**信託基金**という手段に頼る背景には、上で述べたような**協調融資**を円滑に進めることだけがあるわけではない。ドナーが資金拠出して世銀に開設された**信託基金**を分類すると、次の5つの背景が考えられる。今後も新たな**信託基金**が話題となる度に、その基金が次のどの背景の下で開設されたのかを考えてみるとよい。

世銀事務管理予算と事業予算の補完

特定構造物建設をファイナンスする際の**資金ギャップ**の充当や**リスク**の分散という、上記（2）で挙げた**協調融資**に関するものの他に、**出向者の予算**を派遣元機関が**信託基金（スタッフ基金）**にプールするケースや、**タスクマネージャー**が**BB**を使って年間に行なう活動計画の中で、外部から**役務提供**を求めたり、特定分野の専門家を**アウトソーシング**して、**タスクチーム**の世銀職員が行なう活動に対して専門的見地から助言を求めたり、特定の調査活動を一括して外注したりする場合の**コンサルタント備上費用**の支援（**コンサルタント信託基金**、以下**CTF**）がある。世銀が2年に1回の頻度で開催している革新的開発アイデアコンテスト「**Development Marketplace**」でも、イベント開催費と入賞賞金等をファイナンスするための**マルチドナー信託基金**が開設された。

貸出・投資・保証を通じた支援ではカバーできない活動をグラントベースで支援

受益国政府のプロジェクト準備を支援する**TA**グラントや、**キャパシティビルディングプログラム**の実施を支援する。**キャパシティビルディング**のデリバリーは、**信託基金**を通じた**WBI**への支援の他にも、世銀貸出プロジェクトの**TA**コンポーネントを対象として他の二国間援助機関からの**協調融資**を募るケースも考えられる。

また最近では、ゲイツ・UN・国際ロータリーの3財団が信託基金を開設し、IDA 貸出が支援するナイジェリアのポリオ撲滅対策プロジェクトが目標達成するにつれてグラント供与を供与して IDA 債権を買い取る (IDA Buy-Down) といった革新的なメカニズムが導入され、世銀内で話題となっている。

世銀―ドナー間のパートナーシップの強化

信託とは、委託者が自己または他人（受益者）の利益のために当該財産権を管理者（受託者）に管理させる制度を言う。信託基金は、世銀加盟国政府や政府関係機関、民間財団等が、世銀を信頼して利活用を託した資金である。資金を信託するに当たって、委託元のドナーは多くの場合、資金をどのように管理してほしいかを受託先の世銀に対して指定する。或は、世銀側タスクマネージャーも、自分が進めたい案件の実施に当たって、各ドナーの重点分野に配慮しつつスポンサー探しを行なうことが多い。

世銀には、Single-Purpose Trust Fund (SPTF) と呼ばれる、単一ドナーが特定目的のためだけに拠出して開設される信託基金勘定がある。セミナーやワークショップを開催したり、何らかの調査を行なったりするのに活用されることが多い小規模な信託基金である。また、上記「世銀事務管理予算と事業予算の補完」でも述べたスタッフ基金や CTF は、拠出したドナー国出身者をそれぞれ世銀職員、コンサルタントとして傭上することを可能にすることで、各ドナーは、自国の知見を世銀の援助政策に反映させることができるというメリットがある。CTF は、自国のコンサルタントに世銀とのビジネス機会を提供し、経験と実績を積み、認知度を高めるというメリットもある。

このように、世銀が信託基金を受託することで、ドナーが恩恵を受けることができる。基金開設に当たっては受託することに伴って世銀が被るリスクも当然勘案され、受託を拒否するケースもあるが、一方で譲許性資金を受託して有償資金協力のレバレッジを高めるというメリットもあるため、信託基金は世銀とドナーのパートナーシップを強化する手段とも見られている。

国際公共財の供給

「国際公共財」とは、1990 年代のグローバリゼーションの進展を受け、90 年代後半から UNDP や世銀を中心に議論が進められてきた概念であり、公共財を定義する「消費における排除不可能性」と「消費便益の非競合性」に加え、便益の全体的或は部分的なスピルオーバーが複数の国に及ぶタイプの活動、ないしは財と定義される。具体的な例としては、熱帯や乾燥地における農業、感染症ワクチン開発といった基礎研究から得られた知識や、地域協力機関と分野別国際機関の存在そのもの、安定的な国際金融制度、地球温暖化対策等が挙げられる。いずれもグローバリゼーションや地域間の相互依存が深まるにつれ認識が高まりつつある課題であるが、排除不可能性や非競合性の度合いは財によって異なるため、財の供給方法も、先進国から途上国への所得移転を行ない財の生産を各国別に行なう方が効果的な場合もあれば、先進国が自国内での活動をファイナンスすることや、ドナーが拠出資金をプールして、複数国にまたがるプログラムに資金配分を行なうことが効果的な場合もある。信託基金は、プールされた資金を各国ないしは地域協力機関／国際機関に配分するメカニズムとして活用される。

国際開発金融銀行改革に関する 2000 年のメルツァーレポートで世銀の役割として国際公共財供給に関するキャパシティビルディングを行なうべきとの勧告がなされ

て以降、2000 年秋の年次総会、2001 年春の開発委員会、ドナーと世銀の定期協議等の場において、「地球公共財（Global Public Goods）」供給における世銀の役割が論じられてきた。DGF はそのコンテキストの中から考案されており、「地球公共財」供給を目的とし、ドナーが拠出する信託基金その他の協調融資に対する世銀のシードマネーとして 2000 年末に創設された。「地球公共財」はその後「グローバルプログラム・パートナーシップ（Global Programs & Partnerships、以下 GPP）」と名を変えるが、GPP は 2002 年度末までに計 121 プログラム、年間予算額で 14 億ドルの規模に達した。うち 7 億ドル弱はドナーによる信託基金、6 億ドル弱がドナーからのパラレル協調融資である。

GPP で規模が大きいものとしては、国際農業研究諮問グループ（CGIAR）、地球環境ファシリティ（GEF）、グローバル保健研究フォーラム、UNAIDS 等がある。また、2000 年頃から世銀が積極的に推進してきたグローバル開発ネットワーク（GDN）、グローバル遠隔学習ネットワーク（GDLN）、ゲートウェイ等の ICT 関連プログラムは、知識創造・共有のプラットフォームの供給という点で、GPP と位置付けられている。

国際的取決めの実施

世銀を実施機関、管理組織と見なして国際的取決めの実施を目的とした基金で、重債務貧困国（HIPC）信託基金、地球環境ファシリティ（GEF）、プロトタイプ炭素基金（PCF）、モントリオール議定書等のプログラムがある。1998-2000 年度の年平均支出額のうち 42%を占めていたが、その後もプログラム数は増加傾向にある。アフガニスタン復興開発基金（ARDF）や貧困削減戦略基金（PRSTF）、AIDS・結核・マラリアグローバル基金（GFATM）等が含まれる。

2. 配属部署の概要

以上で述べた世銀の主たる資金調達面において、譲許性資金の調達と、協調融資や信託基金を通じて外部資金を世銀のプログラム実施に振り向けるためのドナー調整を行なうために、資源動員・協調融資担当副総裁ポスト（RMC）が設置された。具体的には、RMC は次頁の部課によって構成されている。なお、RMC の担当副総裁も、GPP における世銀の役割重視を反映して 2003 年 8 月からその名称が譲許資金・グローバルパートナーシップ担当副総裁（Concessional Finance & Global Partnerships、以下 CFP）に変更された。

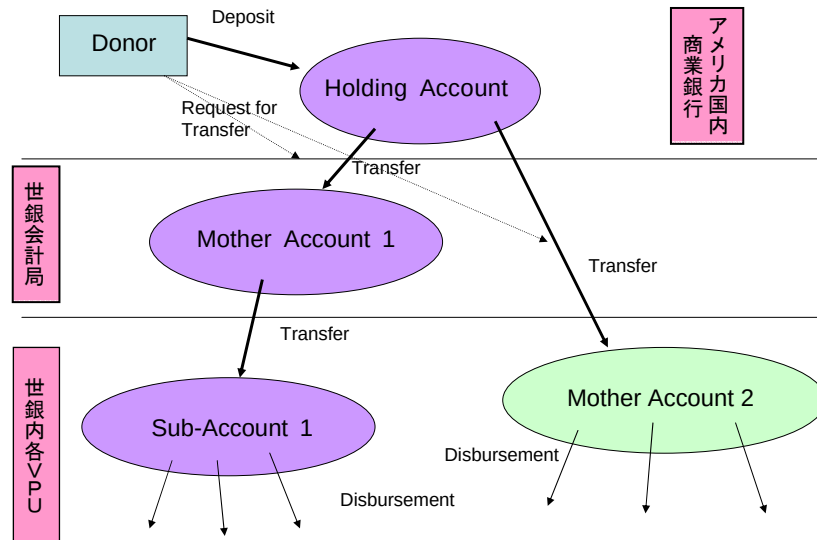
資源動員部 FRM (Resource Mobilization Dept.)	IDA 増資交渉を通じた譲許性資金調達と国別配分／IDA グラントとその配分／HIPC 信託基金・GEF・GFATM の資金調達と配分
信託基金業務部 TFO (Trust Fund Operations Dept.)	- 信託基金（PHRD、JSDF、PRSTF、BNPP、CTF、ASEM）の世銀内での配分／信託基金の新規開設手続（IBTF プロセス）／信託基金を活用した世銀業務の監督・データ管理／ドナーに対する財務報告書／各ドナーの信託基金勘定間の付替 - 筆者が赴任した際は TFC (Trust Funds & Cofinancing Dept.) と呼ばれていたが、信託基金改革を経て 2002 年 2 月から TFO に名称変更。
信託基金戦略・ドナー調整 ユニット TFS (Trust Fund Strategy & Donor Relations)	- 信託基金ドナーとの関係維持強化／信託基金ドナーとの定期協議アレンジ・ドナー会議開催／新規拠出ドナーの開拓／ホールセール型新信託基金プログラムの開発とドナーへの提示／協調融資の行内推進 2002 年 2 月に TFC から分離する形で設立。現在筆者も所属
グローバルプログラム・パートナーシップ部 GPP (Global Programs & Partnerships)	- DGF（世銀内部留保金から振替）からのグラント資金のプログラム別配分 - GPP は元々、DGF チームとして TFC 内にあったが、2002 年 2 月の信託基金改革で RMCVP 直属のフロントオフィスに移転され、現在は空席の部長（Director）ポストを募集して部に格上げにする準備が進んでいる。

また、信託基金や協調融資が全て CFP で取り扱われているわけではないことにも注意が必要である。TFO が管理運営する信託基金の殆どが「プログラム性信託基金（Programmatic TF）」と呼ばれるもので、ドナーがプログラム全体に対する年間拠出額を提示して親勘定（holding account）を設けた後、複数の部局から挙げられる様々な資金申請に応じて主勘定（mother account）を設け、その主勘定を地域局やネットワーク局で管理する。TFO は親勘定の管理とこれら資金申請を取り纏めてドナーに承認申請を行なう手続を担当しているに過ぎない。殆どの信託基金はその活用が地域局やネットワーク局で行なわれている。そして、用途が単一目的（ワークショップ開催や調査実施等）に限定される「単一目的型信託基金（SPTF）」は、そもそも最初の開設のイニシアチブ自体が CFP 以外の関係部局で行なわれる。SPTF 開設に必要な IBTF（Initiating Brief for Trust Funds）は、関係部局で作成されて TFO に送付された後、TFO で SPTF 開設に関わるあらゆるリスクを勘案し、開設承認手続が取られるのである。

信託基金の親勘定・主勘定・孫勘定の階層は、その信託基金の特徴や設計内容によって大きく異なる。次頁図 1 で示した通り、孫勘定を必要としない場合（SPTF に多い）と必要とする場合（CTF やプログラム性信託基金に多い）があり得る。また、図 1 には示さなかったが、世銀が受託した基金の運用によって得た収益を各ドナーに分配し入金する勘定を income account と言い、holding account とは別に開設されている。holding account と income account はドナー名義の勘定であり、ドナーからの振替指示がない限り世銀はこれを動かすことはできない。

協調融資も同様で、案件発掘・準備のイニシアチブは地域局が取るものとされる。信託基金（Cofinancing TF）開設を伴うジョイント協調融資の場合は前述の SPTF

図1 信託基金の親勘定・主勘定・孫勘定の関係



と同様であるし、パラレル協調融資の場合も交渉は各国別チームが行なうことになる。そして、協調融資の実績データを統合企業データシステム（SAP）に入力するのもまた各地域局配属の協調融資担当官の業務である。

私の所属先である **TFS** のマンドートを詳述すると次の通りである。

- ◆ 政府ドナー、財団を含む幅広い世銀にとってのパートナーとの関係につき、これを管理、評価、報告し、信託基金と世銀の開発課題との間で戦略的整合性が取られるよう保証する。
- ◆ 世銀グループの開発目標を支持するための金融資源の動員とパートナーシップの構築を狙いとし、信託基金の資源動員を統括する。プロアクティブに信託基金の新商品を開発し、ドナーに対してマーケティングを行なう。
- ◆ ドナー会議、財団会議などへの世銀の参加の促進を図る。
- ◆ 世銀の主要スポークスマンとして、ドナー、財団コミュニティに対して、世銀の戦略、政策方針、プログラム、制度組織開発の進捗について情報普及する。

協調融資実績データの SAP 入力を各地域局が行なっているということは、何を以って協調融資と解釈するかについて各地域局で認識が共有されていないと世銀全体として信頼性の高い協調融資実績データが取れないということになる。実際、アフリカ局では 1990 年代後半に JICA との協調融資実績が挙げられているが、これは当時の協調融資担当官が日本人であったことに負うところが大きい。セクターワイドアプローチやコモンファンドの進展も背景にあり、現在、TFS では約 8 年ぶりの協調融資政策レビューを行なっているところである。

3. 便宜供与

(1) 受入手続（渡航前）

筆者の派遣について、受け入れる世銀側は一般世銀職員の受入と同じ手続がとられた。即ち、以下の手順で受入手続が行なわれた。初代派遣ということもあり、当時の米国事務所関係者の方々には大変にお世話になった。

- ◆ **Personal History Form の記入提出** (2000 年 5 月中旬に米国事務所経由で送付したが、その後新書式に変更されたということで 7 月中旬に再提出を求められた。記入に当たって、国総研の中野専門員、当時無償業務部におられた岩間代理にご助言をいただいた。)
- ◆ **Memorandum of Agreement 締結** (8 月 9 日付。JICA 人事部長と世銀 Staff Exchange Program のマネージャーである Pauline Ramprasad との間で署名)
- ◆ **Offer of Appointment** (8 月 14 日に世銀 Pauline 名で本人宛送付される。直ちに署名して米国事務所経由で返送)
- ◆ **Medical History Form の記入提出** (8 月中旬に SEP 事務局から送付され、8 月 28 日に聖母病院で健康診断受診。JICA 側からも別書式の健康診断書の送付を求められていたので、2 種類の診断書を準備した。9 月 2 日に結果判明し、直ちに米国事務所経由でこれを提出した。)
- ◆ **Letter of Appointment 受領** (9 月 15 日付 Pauline 名の同レターを 9 月 19 日にクーリエ便で接収。同封されていた書類をもとに米国大使館で G-4 ビザ取得、航空便手配、引越貨物手配を自身で行なった。なお、これらの費用は全て世銀側負担であった。)

(2) 受入手続 (渡航後)

10 月 12 日に渡航した。渡航し、実際に世銀に契約発効初日に出頭するまでは職員個人が行なうことになるが、米国事務所に空港出迎えをお願いすることができた。

翌 13 日 (金) に TFC 工藤職員の案内で Zulfiqar 部長と短い面談をし、週末を挟んで 10 月 16 日 (月) から世銀採用となった。SEP 側で予め 10 月 16 日からのオリエンテーションプログラムに参加することができた。この研修は同年 9 月から導入されたばかりであるが、新人職員に世銀グループの業務全体のイメージを把握し、ID 発行、銀行口座開設、年金制度、Medical Insurance Plan、E-mail (Lotus Notes)、イントラネットボイスメール等の基礎情報をコンパクトに提供してもらうことができる。また、個別アポで住宅アドバイザーや託児ケアアドバイザーから私生活に関する情報提供も受けることができる。

銀行口座は、世銀・IMF 職員を対象とした信用組合 (Bank-Fund Staff Federal Credit Union) が世銀内にオフィスを設けており、ビル内に ATM も数ヶ所設置されている。

研修初日は ID が未発行で、1 週間だけ有効な入館証を初日に本館正面玄関で受け取り、それで出入りした。初日に ID に関する説明を受けた後、翌日午後には Security Office で写真入り入館証を作成してもらった。

Lotus Notes、イントラネットのアクセス権の設定は、RMC フロントオフィスの IT 専門スタッフの支援により初日に完了した。但し、ウィンドウズ 2000 マシンに OS 変更されるまでの半年ほどは日本語の入出力が不可能だったため、日本の日本語ウェブサイトの閲覧はその間全く不可能だった。

イントラネットには、IMF・世銀職員向け売買掲示板 (Bulletin Board) がある。私は住居を決める際、いったんは自分で歩いて気に入った場所にあった 2BR のアパートを仮予約したのだが、Bulletin Board でそれよりも家賃が安くて地下鉄駅から

あまり離れていない一軒家を探して、そちらに住むことにした。その他の家具も Bulletin Board の掲示広告を見てかなり揃えた。

電話は初日から使用可能であったが、ボイスメールの設定は研修受講後本人が自分でやらなければならない、少々時間がかかった。

（３）離任時の支援体制

世銀では、赴任・離任時の渡航に関する費用の殆どが世銀管理予算（BB）で賄われている。赴任、離任時の引越費用の負担も、通常の JICA 専門家派遣や在外職員の赴任と異なり、全て世銀側が負担している。世銀職員の退職に伴う引越（Relocation）は、退職する職員の都合に合わせ、世銀との契約終了から 12 ヶ月以内に完了すればよいことになっている。G4 ビザは、世銀との契約終了後、最初に米国外に出る際に初めて失効する。次の生活地で住居が決まるまでの間、引越貨物を一時保管することも世銀負担で認められている。従って、世銀の離任時の支援の考え方は、契約期間中は業務に専念し、契約終了後にゆっくりと引越を考えてゆけばよいというものである。

今回、離任するに当たって、JICA からは連携協力調査員は専門家派遣制度に準じて行なわれているので、世銀での契約期間、即ち任期が終了したら翌日に任地を離れるよう指示を受けた。任期終了までに離任に必要な手続を全て終えろとのお考えかと思うが、万が一にもこの期に及んで上司から何らかのタスクを割当てられたり、自分の担当ドナー国政府の要人の来訪があったりして（実際にあった）、離任の準備が滞るような事態も考えられる。そもそもビザが任期プラス 1 日分しか発給されないことが多い途上国において、C/P に技術指導して任期終了近くなれば C/P の能力が高まって専門家側に時間的余裕も生まれる専門家派遣制度と、上司と部下の関係で担当業務を割当てられてそれをこなして評価される国際機関への職員派遣は性格が違う。今後は、受入機関側の引越支援体制も勘案した制度の運用をお考えいただけたらと思う。

III. 活動内容及び業務実績

1. 業務実施計画

JICA の実行計画によると、世銀に派遣する連携協力調査員は、「同行の組織、機能及び事業に関する情報収集、JICA の組織、機能、事業等の紹介、人的ネットワークの拡大等を通じて相互理解を深め、また、世界銀行と JICA の間の連携案件にかかる調整及び実施促進に寄与する」ことが目的と謳われ、TOR として、大きく分けて□「配属先部局の業務に関すること」、□「世界銀行における人的ネットワークの形成」の 2 点が挙げられている。即ち、配属先である TFS の業務を着実にこなし、それを通じて世銀内でのネットワークを形成することが連携協力調査員としての活動であると解釈した。

TFS のマンドートについては、第 II 章で述べた通りで、実際に協調融資担当官（Cofinancing Officer）として行なう活動は、このマンドートにそくして、季節サイクルに乗っ取って行なうものが多く、時折ドナー政府からの来訪者やドナーから寄せられる照会や要望に対応する。マンドートには「プロアクティブ」と書かれているが、ホールセール型の信託基金商品の開発と売り込みはマネージャーや私よりもシニアの協調融資担当官が行なっており、自分の実際の活動では「リアクティブ」にドナーとの関係のリスクマネジメントに努めることが多い。言ってみれば「火消し」的存在である。

従って、連携協力調査員としての業務実施計画は持たず、専ら協調融資担当官として行なうべきルーティンワークに努めてきたのが実際のところである。

2. 活動内容及び業務実績

先ず、3 年間の経験で大まかに「各担当ドナーとの定期協議に関する事項」「コンサルタント信託基金に関する事項」「その他」に分類することができると思う。既に述べた通り、これらについてはおおよそ次のような年間業務サイクルが出来上がっている。

	定期協議	コンサルタント信託基金	その他
10～12 月期	定期協議が頻発、特に感謝祭前の 11 月に集中（EC、フィンランド等） ドナー国政府職員のアドホックな世銀訪問への対応	ECFA マーケティングミッション	TFS シニアスタッフの欧州出張
1～3 月期	信託基金ドナーフォーラムの準備・開催・フォローアップ	ドナーフォーラムのフォローアップ（各ドナーの翌年度コミット額の確認作業）	
4～6 月期	開発委員会から引き続きのバイラテラル協議。定期協議も集中（Sida、デンマーク、オランダ、JBIC-HLM 等）	ドナーコミット額の VPU への配分と翌年度実行計画策定の依頼。 ECFA マーケティングミッション	リトリート頻発 TFS シニアスタッフの欧州、日本等へ出張
7～9 月期	閑散期。 但し、年次総会前のシニアマネジメント向け事前説明資料の作成、バイラテラル協議の設定等への対応が必要。	閑散期。	

世銀職員としての守秘義務上の問題から、各ドナーに関して具体的に私が関与した事項を本報告書で明記することは難しい部分もあるので、案件名や各ドナーの拠出額には言及せず、一般的な所感だけを述べることにしたい。私が業務として何をやったのかは読み取りづらいかもかもしれないが、何に関わってきたのかはおわかりいただけるのではないかなと思う。（この部分は、連携協力調査員の TOR の範疇からは外れると思うので、関心のある読者は少ないと懸念されるが、業務報告の一環として敢えて掲載したいと思う。）

（１）オーストラリア

2002 年秋以降担当。本報告第 2 章において、SPTF は世銀担当チームとドナーの直接交渉を通じて開設されると触れたが、それらは世銀担当チームが直接各ドナーに拠出を働きかけるか、各ドナー側から信託基金を投入したい国やセクターの世銀担当チームに働きかけて決まるケースが多い。オーストラリアの場合は後者が多く、そのためにオーストラリア理事室理事補が直接世銀担当チーム及び AusAID と調整して拠出を決定している。マルチドナー基金の場合も同様のプロセスである。

理事室が信託基金で支援する事業のモニタリングに積極的に関与しているため、基金開設時に予め合意していた内容通りに世銀が基金を活用していないともめるケースはオーストラリアの場合はあまり多くない。TFS から見ると比較的問題の少ないドナーであるが、理事室が直接関与しているためややもすると情報量で TFS が取り残されることにもなりかねないので注意が必要である。

オーストラリアとは、AusAID との間で信託基金・協調融資にかかる Framework Agreement が存在する（Framework Agreement については本章補論にて補足説明）。期限付きの合意であったため、丁度 2003 年 2 月の信託基金ドナーフォーラムで提案された「Framework Agreement の定型化」のあおりを受け、5 月、6 月、9 月の各月末に既存の合意書のアmend（修正）を行なった。世銀法務局（LEG）が作成することになっている定型フォーム案の提示が遅れていることに伴う暫定措置であるが、他ドナーからも定型フォーム案の提示はまだかとの照会を受けており、早急に対応が必要であった。

（２）フィンランド

フィンランドからは、外務省（MFA）と通商産業省（MTI）が信託基金プログラムに拠出している。しかも、MFA の中でも、国際金融機関局（IFI）と近隣諸国支援局は別の指揮命令下で信託基金拠出を行っており、これら三者間の横の繋がりはずしも密接ではなかった。

MFA-IFI は一応対世銀でのフィンランド側窓口であり、信託基金ドナーフォーラムや政策協議ミッションの代表は IFI が務め、世銀側の信託基金政策関連の発出文書の宛先も IFI が務めてきた。先述のオーストラリアと同様、フィンランドの場合も Framework Agreement の更新が急務であったが、離任前までにフィンランド側に提示することはできなかった。信託基金に限らず、フィンランド政府の対世銀政策の全般的とりまとめは IFI が行なっていると考えてよい。IFI はノルディック・バルティック理事室の理事補ポストと最も密接な連携をしているが、直接的利害を世銀にアピールするためには在米フィンランド大使館の公使を代理としてよく世銀に出入りさせていた。

三者の対世銀アプローチは 2003 年度の CTF 改革と絡めて見ると興味深い。2002 年 6 月まで CTF は早い者勝ち（First Come First Served）方式——ドナーが拠出した基金を必要な時に必要なだけ使い、基金の残高が少なくなった時点でドナーが追加拠出する方式で活用されてきたが、7 月から年度内使い切り方式——ドナーが当該年度分だけを一括コミットし、世銀で年度内に使い切る方式に変更になり、2002 年 7 月から 2003 年 6 月までの 1 年間は、経過措置として旧 CTF と新 CTF が並存する措置が取られ、旧 CTF の未使用残高は 2003 年度末には自動的にドナーの親勘定（holding account）に返還されることになっていた。ドナーは余程の事情がない限りいったん拠出した信託基金がドナーに返還されることを嫌がる。フィンランドの場合も、旧 CTF 勘定の未使用残高をどのように活用するかが問題になった。

MFA-IFI は、旧 CTF 未使用残高を活用し、全額ドナー負担でもよいのでアドバイザー級のフィンランド人職員候補者の配属先を TFS に探してほしいと要望してきた。このような候補者の配属先探しは、たいていのドナーは理事室か大使館が行なっている。それを TFS がやろうとしたために多くの部署から反発を受けた。結局履歴書を渡された 7 人のうち、配属先を確保できたのは農村開発が専門で環境社会開発局（ESSD）が関心を示した 1 人だけだった。7 人の候補者の専門は森林、農村開発、エネルギー、ジェンダー等で、特に森林の専門家は、経歴的に明らかにフィンランドの第一人者を候補に挙げてきていた。

このように、MFA-IFI は人件費全額負担でいいのでアドバイザー級ポストに専門家を 2～3 年派遣し、それによってフィンランドの経験を世銀の政策立案や援助の実施に反映させようという明確な意図を持っていたように思う。フィンランドと世銀は毎年 11 月頃に定期協議を行ない、その中で ICT や森林政策に関するセミナーを開いてフィンランドの経験と専門性を世銀関係者にアピールするのに余念がなかった。

旧 CTF 未使用残高の活用に関して、MFA の近隣諸国支援局もまた別のアイデアを持って直接 TFS にアプローチしてきた。それは、対ロシア支援のプログラム型信託基金で、具体的案件までは決めずに先ず主勘定（mother account）を開設し、必要に応じて個別プロジェクト用の孫勘定（sub-account）を開設してそこに資金を振り替え、案件実施に充当するというものだった。これも、世銀 LEG が枠組み合意文書の素案作成に手間取り、私の離任までに素案の提示ができなかったが、プログラム型信託基金は日本の PHRD/JSDF と同様に TFS にとっては歓迎すべき形態である。話が前後するが、フィンランドは、先にノルウェーが ESSD に開設したノルディック環境社会開発基金にも参加を表明し、2002 年 11 月に合意文書に署名している。

これまでは旧 CTF 未使用残高を中心に記述したが、実はフィンランド MFA は、新 CTF には資金を拠出していない。これは、旧 CTF 時代に世銀が MFA と MTI の CTF 勘定を間違えて使ってしまうミスを数回にわたって犯したからである。そのため、MFA は新 CTF への新規拠出を回避し、現在新 CTF に拠出しているのは MTI だけとなった。

MTI は開発援助がマンデートにないので、CTF に資金拠出してくる動機は MTI の声のかかったコンサルタントの一本釣りではない。拠出金額的に備上可能なのは長期のコンサルタント 2 名程度に過ぎず、しかもその 2 名も始めに人がありきだった。こうした MTI の姿勢は CTF 改革の趣旨を十分理解されていないことに起因するもので、2003 年 4 月の定期協議時には、CTF を別のコンサルタントに活用してしまった世銀に対して MTI は相当厳しい姿勢を見せた。CTF 改革の趣旨を理解し

てもらうのにさらに3ヶ月を要し、正式な2004年度分コミットメントを受けたのは7月に入ってからだった。

フィンランドの場合、信託基金拠出額は16、17位前後で、世銀にとってはお得意様というドナーというわけではない。しかし、拠出額のわりに注文が多かったのが振り返ってみるとフィンランドの特徴だったように思う。

(3) ドイツ

ドイツも拠出額的には12位前後と大口のドナーではないが、フィンランドとは対照的に信託基金の関連で殆ど課題らしい課題はなかった。信託基金の関連では世銀ドイツ理事室もさほどオーナーシップがなかったように思う。本国から信託基金関連で要人が来ればアテンドはするが、あくまでも第三者の立場で会議に同席し、議論に参加することはあまりなかったように思う。日本理事室との関連で興味深いのは、ドイツ理事室はドイツ全体の代表という意識が強く、経済協力省(BMZ)であろうが、GTZであろうが、KfWであろうが、本国の政府ないし政府機関からの来訪者に対する便宜供与は、殆どフルアテンドに近い形で行なわれていた。通常、信託基金に関する協議で訪れたドナーからのミッションは、全体の日程調整をTFSがやるものなのだが、ドイツの場合、政府機関の中で年1回は必ず政策協議を世銀と行なうといった制度を持っていたのはKfWとGTZだけで、これらミッションの全体的日程の調整はドイツ理事室が行なっていた。信託基金は政策協議日程のコマの1つでしかなく、全体の日程を教えて欲しいとドイツ理事室に申し入れると、先ず「どうしてTFSがそんなものを欲しがするのか」という反応があり、そして送られてくるのは全文ドイツ語の日程表だった。

GTZに至っては、信託基金の出し手というよりも受け手の立場で世銀にアプローチしてきていた。GTZは国営企業であるが、国際機関からも資金受託が可能であり、これまで私が見てきたところでは、ポストコンフリクト基金(PCF)を活用したパキスタンTSS(Transition Support Strategy)策定や、ARDFからの受注の実績があったように思う。GTZは多くの途上国に現地事務所を持っており、コンサルタント調達がワシントンで行なわれようと受益国で行なわれようと、入札に参加することは可能である。受益国で調達が行なわれたものでも、モーリタニア草の根法整備支援はIDA貸出金から受注しているし、実績は承知していないがPRSTFの活用も狙っている。GEFについても、なぜ世銀やUNDPがExecuting AgencyになれてGTZのような二国間援助機関はなれないのかとGEF事務局に申し入れを行なった。GTZはドイツの財政法上信託基金や一般財政支援への拠出ができないので、TFSから見た場合ドナーでは必ずしもない。それはGTZ側も感じていたようである。GTZは2000年2月以降、毎年4月か5月頃にアイゼンブラッター事務総長が世銀を訪問して主要な副総裁、専務理事と協議を行なってきたが、その日程調整は全てドイツ理事室が取り仕切り、必要なければRMC担当副総裁との面談をスキップすることもあった。

話を元に戻して、信託基金に関する限り、政策立案はBMZ、CTFの事務管理に関する部分だけをKfWが担当しており、信託基金ドナーフォーラムへの参加者は、BMZの国際金融機関局とKfWの国際与信局からの代表者で構成されている。従って、信託基金の政策に関することはBMZ、CTFに関することはKfWとの間で直接コミュニケーションを取った。

信託基金全般で見た場合、一般的にドイツはタイド性へのこだわりはあまりないが、自国内に十分なノウハウの蓄積がない分野でのマルチドナー信託基金にはあまり好意的ではなかった。ドイツ国民の資金がどのように活用されたのかがわかりに

くく、議会への説明が難しいというのが理由だった。私の離任直前に、ドイツが世銀貧困削減・経済運営局（PREM）と連携して、PRSP 策定とモニタリング評価に必要な PSIA (Poverty and Social Impact Analysis) の能力開発のための信託基金を新規開設したいと TFS に要望してきた。基金の支援活動内容が既に開設済の PRSTF でカバーされていることから、当方からは PRSTF に参加したらどうかと提案したが、ドイツ側は議会に対する説明が難しいとして別基金開設に固執した。PRSTF は確かに PSIA の能力開発に活用することは可能な基金ではあるが、この目的では過去一度も活用がなされていない。PSIA 自体が受益国側で実施するには非常に高度だということにも問題があるらしい。

同様に私の離任前に行なわれた BMZ との協議では、当方より Framework Agreement を世銀との間で締結してはどうかと提案した。現在、ドイツで世銀と Framework Agreement を持つのは KfW だけである。KfW がこの合意文書を持つ理由は、1970 年代当時既にドイツと世銀の間で協調融資が成立していた証でもあるが、この合意文書には信託基金に関する記述が全くない。それでも世銀の対独関係で大きな支障を来たさなかったのは、ドイツは高い取引費用を世銀に課するような CTF や SPTF に頼って来なかったことを示している。即ち、ドイツは HIPC や GEF といった、国際取り決めに基づいて世銀に管理が任されたマルチドナー基金や、Cities Alliance のように明らかにドイツ国内に当該分野の専門家を抱えていて自国コンサルタントに不利が生じない分野のマルチドナー基金に相当額の拠出を行なっているが、それ以外の小口の信託基金口座をあまり持っていないことになる。

次に KfW であるが、KfW はわが国の JBIC と同様、有償資金協力では世銀との協調融資が成り立ち得る。しかも、KfW も近年社会セクターに融資対象をシフトさせてきており、その点でも JBIC よりも対世銀交渉で有利なポジションにある。また、KfW の顧客にはドイツ国内企業も含まれるため、わが国の政策投資銀行とも業務内容が似ている面がある。このことは、KfW は有償資金の出し手であるとともに背後にドイツビジネス界との密接な関係があることを示す。KfW は 2003 年 7 月の世銀との政策協議において、自ら開発したドイツ人コンサルタントに関するオンラインデータベースを PR したことがある。おそらく BMZ が CTF に関する対世銀調整を KfW に任せている背景はここにあるだろう。

協調融資の話に戻ると、KfW は現在実施中、ないしは実施準備中の全融資案件のリストを世銀に提示し、世銀側で関心あればいつでも協調融資の交渉に入れるという姿勢を 2003 年初頭から見せている。第 II 章冒頭でも紹介した通り、ジョイント協調融資を信託基金プログラムの一部と見ているドナーは多く、彼らの Framework Agreement によれば、協調融資可能な案件のリストを準備するのはむしろ世銀側の責務と考えられている。実際このリストの提示は形骸化していて、協調融資の実施可能性協議は、decentralization が進んだ世銀の各国事務所が、他ドナーの現地代表と直接協議して決まるケースが多くなっている。しかし、KfW の場合は世銀との間でパラレル協調融資しかできず、世銀側には KfW と協調融資に結びつけるほどの積極的なインセンティブはなかった。KfW 側から案件リストの提示があったからといって、世銀側にあえてパラレル協調融資でもやりたいというインセンティブがなければ、実際に案件成立には繋がらないと思う。しかし、それでも世銀地域局からは、このようなリストを作成、提示した KfW に対しては評価の声が高い。

（４）デンマーク、スウェーデン、アイルランド

デンマークには 2001 年 5 月頃から 2003 年 2 月まで関わった。その間、定期協議を 2 回、アドホック的来訪者への対応を数回行なった。信託基金への拠出額的には

中位の国であるが、ドイツとは対照的に CTF や SPTF への依存度が高く、金額はそれほど大きくなく、用途も特定の域内ワークショップを 1 回開催するためだけに開設したという SPTF があつたりする。しかも、議会に対する説明責任強化に取り組んでいて、小口の SPTF についてもちゃんとレポートしてインパクトを説明するよう求められてきた。デンマーク側窓口は外務省である。デンマークに関して印象的だったのは、定期協議の場で、マネージャー級のデンマーク人スタッフの配置状況、及びデンマーク人ポストに対する後任派遣の人選状況等について世銀人事局と協議していたこと、さらに、CTF に関して途上国の現地コンサルタントの人材育成に積極的で CTF のアンタイド化に非常に好意的だったことである。

スウェーデンについては、2002 年 6 月の定期協議に関わったのみであるのであまり断定的なことは言い辛い。ミッションの代表者は Sida の長官、ミッションのメンバーには NORAD もオブザーバーで参加していた。また、Sida といえば NGO を活用した途上国援助ということで説明されることが多いが、実際には NGO を通じた支援予算は全体の 30%程度で、国別援助実施体制をしっかり支える経済分析チーム、さらには長官を補佐する主任エコノミストがいるということも初めて知った。世銀開発経済局（DEC）と「世界開発報告 2003」の編集方針やコンテンツの協議のためのセッションも持っていた。

以上 2 カ国に関しては、もう一つ、地球公共財支援をかなり意識した対世銀アプローチをしてきていたように思う。具体的には政策協議の場で HIV/AIDS や世界保健基金（後に GFATM と呼ばれるようになる）を中心に主に資源動員部（FRM）と協議を行っていた。

これに対してアイルランドは比較的新興ドナーであるが、アイルランドは 2007 年までに国連目標の ODA/GNI 比 0.7%達成を国際公約に掲げ、世銀に対する信託基金の拠出を急速に増やしてきている。アイルランドと私が関わったのは 2002 年 7 月から 11 月にかけてのごく短期間に過ぎないが、その間、増額した CTF を有効に活用してもらうために世銀タスクマネージャー間でアイルランド人コンサルタントの専門性を PR する場として、7 月にコンサルタント 6 社から成るマーケティングミッションを編成して世銀内で売り込みを図った他、11 月には経済協力担当大臣と IrelandAID の長官が世銀訪問して ICT と HIV/AIDS を今後の支援重点分野であると名言し、さらに 2003 年 2 月にはアハーン首相が世銀を訪問して基調講演を行なっている。

（５）日本一財務省、ECFA

日本は信託基金拠出国としては 1、2 位を争う大口のドナー国であり、しかもその拠出が PHRD、JSDF という 2 本の大きなプログラム型信託基金を通じて孫勘定（Sub-Account）に供給されている。取りあえず親勘定（Mother Account）に全額拠出した後、世銀内での要望調査や別途行なわれる世銀と財務省の協議を通じて、各プログラムや申請された個別案件へと振り替えられてゆく仕組みである。このような方式は、世銀から見れば取引費用の抑制にも貢献しており、ベストプラクティスの 1 つと捉えられている。但し、マルチドナー基金でないという点では、PHRD/JSDF は世銀の信託基金改革の究極の理想像というわけでは必ずしもない。窓口は財務省開発機関課で、日常的には世銀日本理事室の信託基金担当理事補とやりとりが行なわれる。

TFS の業務との関連で、PHRD/JSDF の資金調達に関するドナー調整は、信託基金改革に関連した組織改編の過程で従来からこれらの業務を担当していた TFO にそのまま残った。これは PHRD/JSDF がオペレーションと密接に繋がっていることを

反映したものとも言えるが、財務省は対世銀政策協議のミッションを派遣していないし、理事室は専ら TFO の PHRD/JSDF 担当主任オフィサーに強く依存し、さらに政策協議ミッションの代替案として年 2 回（8 月頃と 3 月頃）開催されていた PHRD 調整テレビ会議においても、その準備と議事進行を TFO が主にやっていたため、TFS としてのポジショニングが少々難しかった。一時はこのテレビ会議にイアン課長すら同席できないほど会議の出席者の人数制限があった。

他方、PHRD のコンポーネントの 1 つであった CTF に関して TFS は常に日本理事室との関わりがあった。日本政府は、例年、PHRD の年間コミットメント総額を毎年 3 月末頃に提示する。その際、日本政府が世銀内のドナー口座（holding account）に新規注入するニューマネーの規模については通知されるが、CTF 改革の結果世銀が各ドナーに提示を求めた CTF の地域別（或いはセクター、課題別）予算配分の通知は、PHRD コミットメント総額の通知とは別途行なわれなければならないことになっている。即ち、今年度末の未使用見込み残高とニューマネーを合算し、その額をどこにどう配分して欲しいか、ドナー側の意向も 3 月末までに世銀に通知せねばならないことになっていたのである。しかし、日本は既に述べた新 CTF の年度内使い切り方式に強く反対していたドナーの 1 つであり、年度当初に VPU 毎の配分希望額を世銀に伝える新制度自体、ご理解をいただくのに非常に時間がかかった。財務省の考え方は、地域別配分の希望は PHRD の最大コンポーネントである技術援助グラントプログラムでは明確に示しているので、CTF は従来通りの早い者勝ち方式でニーズのあるところに配分してくれればよいというものだった。

CTF に関連して、TFS で特に取り組んだのはコンサルタントの新規発掘である。アイルランドの節で述べたように、コンサルティング会社がタイドの CTF の受注を狙ってマーケティングミッションをワシントンに送り込んでくることは日常茶飯事であり、ドイツやアイルランド、デンマーク、シンガポール等は、政府機関が主導して自国コンサルタントのデータベースをオンラインで整備している。それでは日本はどうかというと、ECFA のようなコンサルティング企業の業界団体があるため、敢えて財務省と日本理事室が骨を折らずとも、ECFA が年 2 回のペースでマーケティングミッションを世銀に送り込んで来ている。ECFA の会員企業の殆どはワシントンに駐在員を置いておらず、世銀本部内でマーケティング活動を行なうのにどのタスクマネージャーを訪ねればよいのか情報を持っていないことが多い。私が ECFA ミッションの受け入れに関わったのは 2002 年 11 月からで、自分が初めて受け入れ準備に関わった際には、「会員企業が世銀に提案する案件のプレゼンをやるからできるだけ多くのタスクマネージャーを動員してほしい」という漠然とした要請を ECFA から受けて右往左往した。11 月は世銀職員にとって業務が最も忙しい時期であり、不特定多数の職員を営業時間中に動員かけるのは非常に難しかった。2003 年 5 月の受け入れの際にはこの時の反省も踏まえ、プレゼン方式ではなく、1 社当たり 7～8 人のタスクマネージャーに個別面談させる機会をアレンジした。合計すると 60 件近いアポを取った計算になり、その時は大変だったが、参団した各社ともここで面談したタスクマネージャーの名刺は今後の独自マーケティング活動の飯の種となるものと大いに期待している。

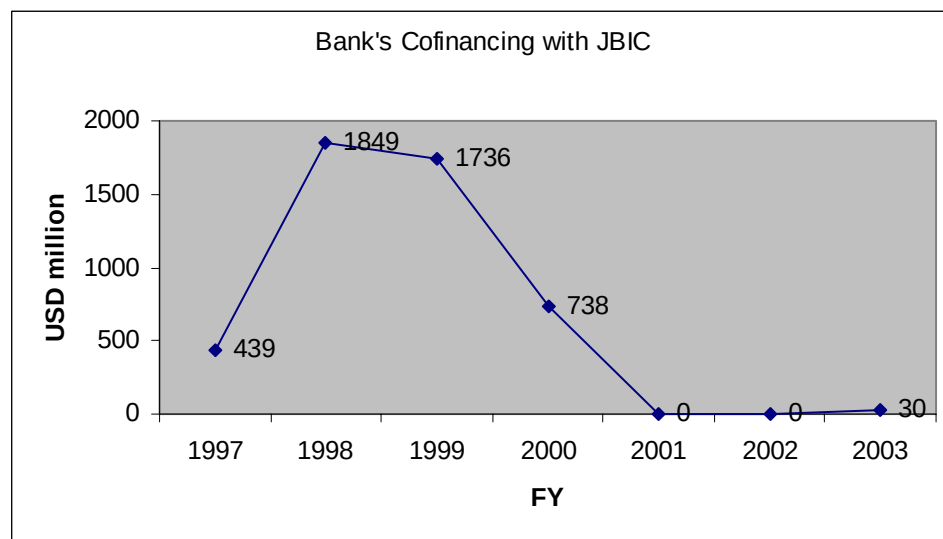
こうした ECFA ミッションの受け入れの他にも、日本人コンサルタントの新規発掘に関しては、東京事務所とも連携してできるだけ積極的に応えてゆくよう心がけてきた。途上国政府にグラントとして供与され、途上国政府の活動を支援することが目的となっている多くの信託基金プログラムと異なり、CTF は世銀自身の活動を支援するもので、ドナー国は CTF に拠出し、世銀が CTF を受け入れることによって、ドナーと世銀間のパートナーシップがより強化されることを目的としている。CTF の活用状況が不十分であれば、これを改善する措置をドナー、世銀ともに考え

てゆかねばならない。日本の CTF の場合、世銀側タスクマネージャーが日本人コンサルタントの専門性、利用可能性についてあまり知識を持っていない、日系コンサルティング会社も CTF による事業受注のマーケティングをワシントンでかけられる体制になっていない、個人の日本人コンサルタントのデータベースがない、といった問題点に直面している。タイドの CTF の場合には国毎のコンサル単価があるからコンサルタント間の競争は日本国内に限られるが、アンタイトの受益国実施型信託基金の場合は、コンサルタントの調達が途上国（受益国）で行なわれるため、今度は日本人コンサルタントの间接人件費の高さが問題になってくる。価格競争力のある日本人コンサルタントの発掘は、世銀の課題であると同時に、日本にとっても課題である。世銀では、東京事務所にビジネスアドバイザーを配置し、そのネットワークを通じて世銀案件の情報提供を行なっているが、JICA の国際協力人材センターで質の高いコンサルタント（専門家）を提供することができれば、JICA のクレジットになると思う。

PHRD に関しては、IDA 貸出案件の TA コンポーネントに対してグラント供与する協調融資ファシリティが 2004 年度より開設された。

（6）JBIC

2002 年 10 月、工藤職員の離任とともに担当することになった。JBIC と世銀は 1990 年代には協調融資案件を多く形成していたが、2000 年度以降急減し、2001、2002 年度は 1 件も成立していない。協調融資案件が多かった時期は、年 1 回定期協議ミッションを派遣して予め世銀側が作成した案件候補リストを見ながら 1 件 1 件の協融採択を議論したらしいが、協融案件数自体がこれだけ急減すると、定期協議の中身自体を見直す必要が生じた。



定期協議のあり方の再整理の過程で見えてきた大きな方向性としては、①世銀チーフエコノミストと JBIC 副総裁の間で、開発金融機関としての両機関の方向性について話し合う年 1 回の高級会合（世銀側は開発経済局（DEC）が窓口）、②各地域、課題テーマ毎に JBIC 側担当部と世銀側担当局との間で行なわれる個別協議（アドホック的に、東京ないしはワシントンで開催）、の 2 つに大きく分かれてきた。

一方、TFS を窓口とする定期協議については未だ方向性がはっきり定まっていない。工藤職員の整理では、上記□の課題テーマの設定を協議する場として位置づけら

れていたが、JBIC ワシントン事務所では協議開催希望時期を JBIC 側の事情で定期とは決めておらず、2003 年 5 月にワシントンを訪問した本店の援助協調担当窓口の職員に尋ねても、さほど必要性を感じているようには見受けられなかった。

しかし、2003 年 7 月に世銀インフラ局が新設され、インフラ行動計画の理事会ブリーフィングが開催された頃から、JBIC ワシントン事務所は東アジア局（EAP）を始めとした各地域局とくまなく協議を行ない、JBIC と世銀でインフラ開発分野での連携をいかに図ってゆくかを全体テーマとした政策協議開催の環境を一举に作った。JBIC 側の定期協議開催希望時期は 11 月中旬ということ、開催のアレンジは後任の菊入職員に譲ったが、今後もこのように世銀側での新たな動きで JBIC として乗れそうなものがあれば、JBIC はその都度このような政策協議開催を要望してくる可能性はあると思う。

他方、従来の円借款（またはアンタイドローン）と世銀の貸出の組み合わせ、或いは JBIC、世銀ともに巨大プロジェクトの共同銀行保証といったスキームに加え、今年 7 月頃から世銀 IBRD 貸付に対して、民間銀行協調融資に JBIC が保証を付けるといった新たなスキームが JBIC から提案され、8 月から 10 月にかけて度々 JBIC－世銀間で協議が行なわれた。

JBIC の場合、1 ヶ月平均すると 2～3 件のミッションのワシントン立ち寄りがあり、延べで 6 人程度の世銀への来訪者がある。JICA と異なり JBIC は世銀と共通言語で協議ができるという点でアドバンテージは確かにあるが、ワシントンを訪れるミッションはいつも中南米出張の中途立ち寄りというわけではなく、中央アジア地域担当者がわざわざワシントンを訪れるといったケースもあった。全てのミッションから debriefing を受けていたわけではないが、お陰様で随分と JBIC 職員の知り合いが増えた。JICA ミッションがワシントンに立ち寄る機会は、中南米地域に出張する途中のミッションであったとしても必ずしもそれほど多くはないので、JBIC の対世銀での関わり方には羨ましさも多少は感じた。

（7）JCIF

（財）国際金融情報センターは、年 2 回のカントリーリスク情報配布のためのカントリー情報と主要援助機関の考え方を確認するため、2002 年 11 月まで、年 2 回のミッションを定期的に派遣してきていた。JCIF のカントリーエコノミストが協議する相手は IMF、世銀、IDB 等国際金融機関のカントリーエコノミストないしはカントリーディレクターで、TFS としては個別面談はセットしても協議には同席しないという対応を取ってきた。

そもそも資源動員への貢献度がよくわからない JCIF の個別面談アレンジをなぜ TFS が受けていたかということ、RMC 日下部副総裁が 1980 年代後半に JCIF の総務部長をされていたご縁からである。便宜供与依頼は先ず財務省・日本理事室経由で RMC に寄せられるという慣行が、私が赴任する頃には既にあった。

しかし、JCIF でもこうした個別面談を見直す方針である。JCIF ワシントン事務所の担当者によると、既に IMF では協議テーマを決めて総論セッションで協議するスタイルを導入し、今後もそのような方針で進めてゆきたいという。IDB とは既に共同セミナーを開催する実績も作っている。JCIF 側は理事長級、世銀側も地域局のチーフエコノミストないしは副総裁級の出席による高級会合というスタイルが世銀でも今後導入されてゆくだろう。

（８）日本－外務省

外務省関連では、経協局長級以上の来訪者のあった場合は渉外局（EXT）、経協審議官以下の経協局関係者は RMC といった暗黙のデマケがあった。もっとも、外務省関係者の世銀来訪自体がそれほど多くはなかったので、2000 年 11 月末にテレビ会議で行なった世銀－外務省定期協議と 2002 年 4 月の黒木経協審議官（当時）の面談先アレンジを行なった他は、2002 年 9 月西田経協局長（当時）来訪時、川口外相来訪時、2003 年 7 月古田経協局長来訪時に、予め日本大使館経済班とすり合わせ、ウォルフェンソン総裁向け事前説明資料の作成を行なったくらいである。逆にウォルフェンソン総裁が東京に出張した際（2001 年 10 月、2002 年 10 月、2003 年 1 月）の事前説明資料作成にも TFS として関わっている。

外務省の場合、実際に世銀と 1 対 1 で連携協力しているのは評価分野（CDF の国別合同評価）以外にはないし、外務省が拠出している信託基金プログラム（GFATM、ARDF、CGIAR 等）はいずれも原局（FRM、SAR（南アジア局）、ESSD）等で担当しているので、TFS として、財務省に配慮しつつどう外務省と関わってゆくのか、ポジショニングが非常に難しかった。2003 年 6 月に東京出張した際、日本国内の資源動員において、世銀と外務省は利害を共有しているのではないかと考え、日本国内における市民社会へのアウトリーチにおいて共同イニシアチブができないかと打診してみたが、色好い返事は頂戴できなかった。

（９）日本－NGO、財団

日本の NGO との関連では、「Learning Across Borders」という日本とアジア太平洋地域の NGO のキャパシティビルディングワークショップシリーズに第 1 フェーズから関わった。元々財務省が JSDF を拠出するに当たって現地で日本の NGO が JSDF のグラントから受注してコミュニティ主導の開発事業を実施できるよう、世銀とのビジネスプラクティスに習熟してもらうことを期待して世銀に持ち込み、PHRD の特別プログラムを通じて予算確保して実施したものであり、第 1 フェーズは 2001 年 1 月から 6 月にかけて、第 2 フェーズは 2003 年 5 月から 7 月にかけて実施された。このワークショップシリーズで期待された成果は日本の NGO が JSDF の案件受注することであったが、その点では十分な成果を挙げることができたとは言えないと思う。JICA の開発パートナー事業が国際約束の形成を必要とするように、JSDF もグラントは受益国政府と世銀とのグラント合意書に基づいて供与され、いったん受益国政府の国庫に入る仕組みになっている。このため、受益国政府が NGO を活用せずに住民組織（CBO）を活用するといえはそれまでだし、受益国の動きが遅いことも考えられる。また、世銀では Conflict of Interests の適用基準が非常に厳しく、案件の発掘に関わった者が川下の案件実施で受注するのを制限している。このため、案件の発掘形成に関わった NGO が実施段階で関わるできないといった事態が考えられ、NGO の期待を冷ます理由の 1 つとなっている。

勿論、NGO 側の能力にも問題はあるかと思う。欧米では NGO とコンサルタントの境界がはっきりしないことが多いが、日本の NGO はコンサルタントとは明らかに異なる。従って、世銀のプロジェクト準備に貢献できる NGO の数は多くはない。また、JSDF は受益国国内全域に広く存在する最貧困層を特定してそれに裨益する事業実施を可能にするグラントではあるが、日本の NGO は歴史の古いところほど特定村落に資源投入を集中させる方式をとってきたため、広域展開するノウハウを持っていないところが多い。

JSDF のプロポーザルには必ず日本の NGO の関与の可能性について記入する項目があり、日本の NGO の availability についてタスクマネージャーがアイデアなしの

場合、TFO の JSDF 主任オフィサーから私にアイデアを求めるという暗黙のチャンネルが形成されていた。自分のネットワークや情報ソースを駆使してできるだけ多くの日本の NGO を紹介してきたが、案件受注に繋がったケースは残念ながら心当たりがない。

一方、TFS のマンドートの中では、ドナーという言葉の中には、先進加盟国政府だけではなく、民間の財団も含まれていた。預託者と受託者の関係ではなく、財団との関係は「パートナーシップ」という言葉で表現され、資金の預託受託だけでなく、草の根支援の知識ノウハウの共有も含めて関係強化を目指していた。財団に関しては TFS に財団担当調整官が 1 名配属されており、欧米の大型財団と世銀とのパイ役を務めていた。

とりわけアメリカの財団は非常に大きく、中小の政府ドナーと比べても大口の信託基金拠出ドナーであったりもする。それに比べれば日本の財団は基本財産の規模でアメリカの 30 分の 1 程度であり、資金の出し手としては殆ど期待できないのが現状である。TFS の財団担当調整官の活動も、率直に言って欧米だけを見ていたし、それは止むを得ないことでもある。個人的には日本の財団はアジアにおける草の根市民運動の支援や草の根人材の育成にはそれなりの知見を持つものと思っているが、それは外務省、財務省といった省庁や JBIC、JICA との間ですら十分共有されてこなかったように思う。JICA でも十分行なっているとは思えない日本国内の財団や NPO セクターへのアウトリーチを、世銀が行なうこと自体が容易ではないだろう。2003 年 6 月に東京に出張して JICA を訪問した際、日本の財団コミュニティに対して世銀と JICA が共同で何かできないかとの宿題を松井理事から頂戴し、作成したペーパーを本報告書末尾に添付するので参照されたい。

3. 機材の活用状況、供与効果及び改善点

機材供与は行なっていないので、本節は記載省略する。

4. 連携協力調査活動の事例

本章第 1 節で述べた通り、私の TOR は配属先である TFS の業務を着実にこなし、それを通じて世銀内でのネットワークを形成することであると理解している。実際に連携案件の発掘形成に努力しようと考えた時期もあったのだが、2001 年 4 月にあった世銀-JICA 定期協議の席上、JICA 側参団者より「連携案件は各国の現地レベルで形成されるべきで、本部対本部で何か進めようとしても上手くいかない」との発言があったことや、2002 年 4 月の世銀-JICA 定期協議の席上で、JICA 側団長より「今後の世銀との連携は、ナレッジシェアリングを中心に考えてゆきたい」とのご発言があったことから、具体的に私がワシントンで案件発掘を主導するよりも、どのような形態なら連携案件が形成し得るのか、アイデアを広めることに集中した方がよいのではないかと考えた。

第 3 回業務報告書でも述べた通り、世銀と JICA では案件構想が出てから実際に実現するまでの時間フレームが全く違う。世銀の方がスピードがあるので、世銀側から「このような連携を JICA としたい」と構想を打ち明けられた時点で既に JICA 側では手遅れといった案件を幾つも見た。銀行とはいいいながら、世銀は信託基金を持っていることにより、JICA 側で「こんなことを世銀とやってみたい」というナレッジシェアリング中心の案件構想が持ち上がりさえすれば、たいいていのものには参加が可能だと思う。繰り返しになるが、「日本型技術協力の有効性に関するシンポジウム」や「ヨルダン遠隔地教育機材の供与に関する協調融資」、「GDLN センタ

一との教材共同制作及び共用」は、プロセスや成果の可否についてはともかくとして、JICA（時として外務省もあるが）から持ちかけた時点で連携案件としては実現可能だった。工藤職員は、2002 年 10 月の離任に当たり、PHRD 特別プログラムの 1 つである「パートナーシップ・グラント」を活用した JBIC と世銀の共同案件を推進したいと述べ、実際にそれが東アジア局（EAP）と JBIC、ADB によるインフラ共同研究として実現している。最近の財務省は「パートナーシップ・グラント」の濫用には慎重になっていると仄聞するので、年間何本も使える弾ではないと思うが、将来世銀との連携を考える際の可能性の 1 つとして頭に入れておきたい。

RMC 当時の日下部副総裁は、ご自身が非常に ICT に造詣が深かったことから、持ち込まれる ICT 関連のプロポーザルについて、常に JICA や JBIC との連携可能性を検討するよう私達に指示された。特に、民間財団からの協力も得てご自身が参画された「Global / Local Connectivity Workshop for the Voices of the Poor」（2000 年 12 月、於ワシントン）や同パート 2（通称、Baramati Workshop）（2001 年 6 月）、最終選考のジャッジとして参画された「Development Marketplace 2001」（2002 年 1 月）、米 NGO "Equal Access" から持ち込まれたアフガニスタン ICT 支援（2002 年 7、8 月）、「地域情報センターの貧困解消への役割に関するワークショップ」（2002 年 12 月）に、JICA の協力が得られないかと何度か検討指示されている。ご本人の関心も、これら一連の ICT 関連のイベントを通じて、特定の実施可能な国におけるデジタルディバイド対策としての地域情報テレセンター（Rural IT Center, Rural Tele-Center）へと集約されていったように思う。残念ながら、2001 年終盤までの ICT イニシアチブでは、JICA 側に体制の準備が全くできていなかったことや、2002 年以降副総裁の関心が地域情報テレセンターに集約されてくるにつれて、このような施設を例えば私が知るバングラデシュの農村部で作った場合、電力供給はどうか、維持管理はどうか、女性はもちろんとアクセスできるか、C/P となる政府機関はどこか、といった疑問が幾つも湧いてきて、国を選ばないと JICA としても応えるのは難しいのではないかと回答するのが精一杯であった。この流れが、2003 年前半、日下部副総裁が離任された後の「E-Sri Lanka 計画」への関わりに繋がっている。E-Sri Lanka は既に情報処理局（ISG）が主管で JSDF からの資金支援も受けているので、TFS として関与することはもはや考えられない。また、日下部氏の後任として就任した CFP ラム副総裁は、こうした個別テーマよりも CFP のマנדートである譲許性資金の動員拡大により忠実な考え方の持ち主であるので、後任の菊入職員が ICT に直接関わることはおそらく考えられないであろう。

TFS のマンドートとの関連で言えば、JICA が PHRD や JSDF、PRSTF の活用をどううまく考えるのかが課題かと思う。これも繰り返しになるが、世銀の TA には、C/P の国外での研修機会をファイナンスできないという点で、JICA の南南協力と補完関係にあると思う。PHRD の TA グラントは受益国実施型で世銀職員は外から発言するしかないが、JICA の専門家の方は配属機関内に籍を置くため、TA の質の向上に組織の中から貢献できる。また、CTF の活用促進に向けて、世銀は JICA の国際協力人材センターを活用すべきである。日本政府が拠出国に名を連ねている信託基金プログラムの中には、Cities Alliance のように、日本の二国間援助機関とのシナジーを期待できる案件にイヤマークして拠出されているものもある。また、これは IDA/IBRD ではなくて IFC の持つ基金であるが、民間企業家の能力構築のためのグラントプログラムである Project Development Facility (PDF) のうち、中国やメコン地域、インドネシア、南太平洋等の PDF には既に日本政府は資金拠出を行っており、逆にトレーニングを実施する側で JICA のシニアボランティアと協力したいというインセンティブが IFC 側にある。

定期協議については、2 日間とか時間をかけるものでなくてもよいので、パートナーシップの進展度合を定期的にレビューする機会があってもよいのではないかと思う。現地主導の連携案件形成といった形態を取れば自ずと本部間で連携案件の形成と進捗の状況を把握するのは難しいかもしれない。連携協力調査員として私が承知している連携案件よりも、おそらく JICA 側で「ナレッジシェアリング」を目的として行なったと認識されている連携案件はもっと数が多いのではないかと思う。おそらくこの発言をされた JICA 団長の頭の中には、世銀のみならず現地の多くのドナーが参加したコミュニティの中での JICA のポジショニング強化を以て連携と捉えられているのだろう。TFS が協調融資の範疇で捉えている JICA との連携よりも案件数は多いであろう。その辺りの JICA の知的貢献度は定期的にはアピールしておいてもよいのではないかと思う。

2002 年 10 月以降の 1 年間、JBIC と JICA を並列で見た場合、本部対本部のレベルでは JBIC の方がプレゼンスが高かった。役員から一般職員までを含めた東京からの来訪者の多さ、先を見込んだ開発アジェンダの売り込み、総裁の visibility の高さ等等。スキームの共通性は JBIC のアドバンテージではあるが、それにしても最後の 1 年間は対 JICA の業務が少なかったように思う。自分の努力不足も大いに反省しているところである。

協調融資枠組合意書と信託基金取扱合意書について

通常、ドナーが信託基金を開設する場合、開設の目的、拠出スケジュール、振込口座と送金通貨、双方の担当者、受託側（世銀）が徴求する事務管理手数料率、基金受託に伴い受託者が預託者に対して生じる義務、等を明記した**信託基金取扱合意書（Administrative Agreement または Administrative Arrangement）**がドナーと世銀の間で取り交わされる。

しかし、信託基金取扱合意書の記載内容は、開設の目的、拠出スケジュールを除くと他の文言は案件間で殆ど変わらない。小額の単一目的型信託基金（SPTF）のために 1 件毎に詳細な合意書を準備することは非常に取引費用が高くなるため、案件の内容に関わらずほぼ定型の文言については予め一括合意し、各案件の目的、拠出総額と拠出スケジュールだけを簡略化した取扱合意書で合意する対応を世銀は各ドナーに推奨している。その場合の一括事前合意事項を記載した合意書を**協調融資枠組合意書（Cofinancing Framework Agreement）**という。

協調融資枠組合意書自体は古いもので 1970 年代後半のものが現存する。当時は輸出金融を中心としたパラレル協調融資の案件形成に焦点が当てられており、現状にそぐわないものも存在している。枠組合意書と信託基金取扱合意書の関係が明確になってきたのは 2001 年に準備された EC との枠組合意書が最初であり、その後の CTF 改革を経て EC との枠組合意のプラクティスを他ドナーにも適用しようとする動きが強まってきている。2003 年 2 月にパリで開催された信託基金ドナーフォーラムで枠組合意書の定型化の提案を世銀側より行ない、たたき台のドラフトを各ドナーに配布した。

定型化のメリットは、規模は小さいが案件数は非常に多い SPTF の開設をより迅速に行なうことができる点にある。案件毎に数ページにもわたる信託基金取扱合意書を準備する手間が省け、定型書式に必要事項を書き込んだレターの交換だけで世銀は信託基金の開設手続に入ることができる。

枠組合意書の適用範囲は、コンサルタント信託基金（既に CTF 単独での取扱合意書が存在しており、毎年その修正で対応している）とマルチドナー基金（全ての参加ドナー間で合意する必要がある）を除く全ての信託基金となる。合意書を締結するしないは各ドナーの判断であり、日本の場合、財務省とは締結しておらず、JBIC は過去旧輸銀のアンタイドローンが他機関との協調融資が必須であったため、現在も旧輸銀と世銀の合意書をもとに協調融資を実施している。

現在、改定合意書の署名が終わったのはオランダのみで、今後フィンランド、オーストラリア等と随時協議を行なってゆく予定である。

（2003 年 9 月現在）

IV. 総括

1. 総括

これまでの業務報告書で何度も申し述べてきたことでもあるが、私が TFS の協調融資担当官として携わってきた業務は、JICA が連携協力調査員に期待してきた業務とは微妙に異なるのではないかと常に懸念を抱きながら 3 年間を過ごしてきた。連携協力調査の実施計画書にある TOR は配属先の業務に関すること及び世銀内でのネットワーク形成という 2 点を挙げており、この 2 点においては確かに自分としては十分やったつもりである。

一方で、派遣期間中、世銀派遣中の連携協力調査員からの情報提供が足りないという趣旨のメールを拝見したこともある。UNDP 派遣中の連携協力調査員のように直接日本基金に関わっている職員と比較されれば、確かに私から JICA への情報提供は少なかったように思う。この程度の連携協力調査で 3 年間を過ごしてきたのかとのご感想もあろうかと思う。しかし、ここでご理解いただきたいことは、普段からの他ドナーとの付き合いについて業務報告書で述べても読者には難解で理解しにくいとの配慮から、これまでの業務報告書では JICA には関係のない他ドナーとのコミュニケーションについてあえて多くを触れなかったという点である。最終報告書では本音ベースで、自分が他ドナーとの関連では何をやってどんな 이슈を抱えていたのかを前章で述べてみた。おそらく一般の JICA 職員にはわかりにくい表現が多いのではないと思うが、後任として派遣される職員の方々にはある程度はお役に立つものではないかと思う。

2. 今後の対応

本節では、これまでの世銀での経験も踏まえ、今後の抱負、JICA 事業への活用の仕方について少し述べたいと思う。

(1) 世銀との 1 対 1 の連携

2002 年 4 月の世銀-JICA 定期協議以来、信託基金プログラムを通じて世銀と JICA との連携を推奨するのは、概念的には理解できるものの、具体的にはどうしたらいいのか、サクセスストーリーを作ってみるという宿題を援助協調室長からいただいている。片や連携案件は在外の現場から形成されるものであることのご意見もある中、結局任期終了までにサクセスストーリーの芽すら見つけることはできなかった。

JICA に戻れば連携案件の発掘形成の可能性を探ることはやりやすいのではないかと期待する。JICA 復帰後の配属先の業務内容上、具体的な連携案件の発掘形成にどこまで関与できるのかはわからないが、いずれの部署に今後行くことになるうとも、この意識だけは持ち続けていたいと思う。

(2) 日本国内の市民社会とのパートナーシップ

私が世銀のタスクマネージャーを見て最も印象的だったのは、自分のプロジェクトの資金が足りなければ、協調融資パートナーの発掘なり、民間財団からのグラントなり、ドナー国からの信託基金拠出なり、所定の成果を挙げるために必要な不足分資金の調達をなんとかやろうとする姿勢だった。JICA にいた頃は、予算制約があればその予算制約の中でできることをやるという受身の姿勢でいたが、成果至上主

義の世界では成果を挙げるためにはできることをやるというのが世銀職員の一般的な姿勢だったように思う。また、世銀の中にはスキームの革新性を競わせるような企業風土もあり、単に民間財団とのパートナーシップといっても、5 頁にて紹介した IDA Buy-Down スキームを考案したり、信託基金でも、DFID が中国で行なったように、IBRD 貸付の融資条件を IDA 条件に緩和するための利子補給を信託基金からのグラントで供与したり、より革新的な仕組みが推奨される。

JICA が独立行政法人になった今、外部資金の導入も可能になったものと理解している。予算制約を言い訳にすることなく、成果を挙げるのに必要な資金は外部からでも引っ張ってくるという姿勢で業務に臨みたい。さしあたって JICA が開拓せねばならないのは、国民参加をうたう以上、市民社会や民間セクターとのパートナーシップではないかと思う。これを既存の草の根技協スキームではなく、さらに一工夫入れるような創造性の高い仕組み、例えば NGO に業務委託して現地で行なう事業のうち成果物が構造物として残るようなコンポーネントに限定して追加的小口株主募集を行なうとか、JAL や ANA と交渉してマイレージ残高の一部をプレッジすれば会員のマイレージと同額の現金を両社に開発援助資金として寄付していただくとか、そのような仕組みを考えてゆきたいと思う。

(3) IDA 増資交渉、IMF 世銀開発委員会等の経過フォロー

最後に、これは JICA 復帰後の最初の配属先が国総研とわかった時点で近未来的に最も実施可能と考えていたことなのだが、2004 年年初から開始される IDA 第 14 次増資交渉と、毎年春秋の 2 回開催される IMF 世銀の開発委員会に向けて世銀事務局側が事前に提示するペーパーと、議事内容のフォローを欠かさず行なっておきたい。信託基金プログラムを通じて他ドナーと世銀との関係を見てきて、彼らが定期協議で設定してくるアジェンダの多くが開発委員会で議論された、ないしは議論される予定であるという点が印象的であった。その最たるもので、かつわが国が殆どフォローしていなかったアジェンダに「地球公共財」や「国際金融アーキテクチャー」がある。また、資源動員課 (FRM) が事務局を務める IDA 第 13 次増資交渉を間近に見ていて、アメリカが言い始めた IDA のグラント化や、PBA (Performance-Based Allocation) とその基礎データになる CPIA (Country Policy & Institutional Assessment) 等、直接 JICA 業務には関係してくるものではないにせよ、向こう 3 年間の IDA を規定する政策討論の行方は理解しておく必要性を強く感じた。

援助協調とは少し異なる視点かもしれないが、世銀の行動を規定する要因について理解しておくことは、上記 (1) で述べた 1 対 1 の連携案件を考える上でも必須ではないかと思う。

(4) 内部顧客・ドナーコミュニティに対する情報発信

上記 (3) と同様、国総研であれば当然できると考えていることは、内部顧客 (Internal Client) とドナーコミュニティに対する情報発信である。

内部顧客から様々なコメント依頼が来るのが国総研調査研究課であるので、国際機関に在籍した者として、別の角度からの有意義な追加的コメントをするよう心がけたいと思う。

ドナーコミュニティに対しては、調査研究課がまとめた報告書の売り込みに貢献したいと考えている。世銀に配属になった当時、未だ財団として世銀から独立していなかった GDN の職員とは交流もさせていただいており、GDN の趣旨はよく理解

しているつもりである。また、CAW (Country Analytic Work)も設立当初に JICA で参加問題が検討されていた折、ゼロコストなのでとにかく参加すべきと米国事務所と本部に進言したことがある。調査研究課は GDN と CAW の JICA 側窓口となっているため、今度は立場が変わって JICA からの情報発信を積極的に進める役割を担うことになる。国別援助研究の外語版報告書は勿論のことながら、和文報告書についても、世銀東京事務所に売り込みをかけて、来年 4 月には立ち上げ予定の東京 GDLN センターのコンテンツとして活用していただくための足がかりを作るとか、JICA 米国事務所経由で世銀日本理事室に送付する（必要あれば本部から担当者を出張させて概要説明を行なう）とか、よりインパクトのある情報普及を行ないたい。情報共有のプラットフォームも、GDN や CAW だけではなく、「カントリー・ゲートウェイ」に載せるのも一案だと思う。（世銀の中でナレッジシェアリング目的のサイトがこれだけあるのも変な話ではあるが、それぞれがターゲットにしているユーザーは異なるので、カバレッジを広げるのに「ここまででよい」というレベルはない。）

（５）個人としての力試し

機会があれば、私は Development Marketplace の global competition に力試しのためにプロポーザルを提出してみたいと考えている。これまでもやってみたいと考えていたことなのだが、ワシントンにいて途上国開発におけるアイデアの革新性を競うコンテストに応募することは、実施の担保が十分取れないという点で不利があり、結局プロポーザル提出をするには至らなかった。日本であれば世銀時代に「Learning Across Borders Workshop Series」で培った NGO とのネットワークもあり、共同でプロポーザルを提出するような試みも考えやすいのではないと思う。

３．提言及び要望

繰り返しになるかもしれないが、世銀 TFS への職員派遣は、連携協力調査員としてではなく、出向にできないものかと要望したい。連携協力調査員という肩書きを JICA に付されると、指揮命令系統が 2 つあるような感じがするという受け止め方の問題だけではなく、同じ部署や隣接部署に配属されていた JBIC からの出向者と比べ、報告書作成や休暇取得や一時帰国の際の報告義務等の点で、厳しい制約を実際に課せられているように思う。ご参考までに、今回非常に不便を感じた離任時の対応についても、JBIC の場合は、世銀での契約終了後、実際に飛行機に搭乗するまでに最低でも 1 週間程度の猶予があり、さらに人事部への出頭時期も自己申告制で、帰国日から人事出頭までに若干の余裕を持たせている。

４．その他

最後になりましたが、米国事務所でお世話になった皆様、とりわけ、田口前所長、米田所長、柏谷前次長、守満前所員には、この場を借りて御礼申し上げます。特に、米田所長におかれましては、私の後任派遣の世銀側での受入決定、及び人選確定後の世銀内での手続促進にひとかたならぬご尽力をいただきました。

巻末添付資料

1. 世界銀行と財団のパートナーシップ

2003 年 6 月の東京出張の際、JICA 松井理事からの依頼で作成した資料

2. 世界銀行信託基金プログラムと日本の二国間援助

2003 年 6 月の東京出張の際、JICA において職員向けに行なった世界銀行信託基金プログラムの紹介プレゼンテーションのスライド

世界銀行と財団のパートナーシップ

2003.6.26

山田浩司

目次

1. 背景～「国際公共財」供給に関連して
2. 財団による支援の例
3. 財団の定義
4. 世銀—財団パートナーシップの現状
5. コミュニティ財団イニシアチブ
6. 日本の財団との関係構築
7. 最後に～JICA にとっての含意

1. 背景～「国際公共財」供給に関連して

世界銀行がなぜ財団とのパートナーシップに注目するのかについて、先ず国際公共財供給に関する国際的議論を紹介してみたい¹。

感染症対策、気候変動抑制、国際金融の安定化、平和構築を総称して、「国際公共財（International Public Goods、ないしは Global Public Goods）」と呼ぶ²。これらの開発目標達成のためには、国単位の対策のみならず、国境を越えた地域単位、あるいは国際社会全体としての連携の取れた取組を必要とする。グローバリゼーションの進展とともに、こうした課題に取り組む必要性は急速に高まってきた。しかし、供給側を見た場合、各国政府や企業、家計部門は、自身の行為が他者に与える便益や費用に対して全く配慮することなく行動選択するし、各国国民が便益や費用の評価を共有できる価値観を持つとは限らない。このため、地域横断的あるいは地球規模での便益実現・費用抑制に向けた各国の費用分担を決める調整メカニズムを構築することは難しい。「公共財」には常に非排除性が付随するために費用を負担せずにその便益のみを享受できる「ただ乗り」を排除することができない。結果的に国際公共財は過少供給になる。

国際公共財の供給をいかに実現するかについて、UNDP や世銀において、1999 年頃から盛んに議論が行なわれてきた。従来の政府開発援助（以下 ODA）は、程度の差こそあれ殆どの場合受益国政府側の要請に基づいて実施されてきた。また世銀のような開発金融機関の主な援助ツールは返済を伴う融資であるため、仮に域内ないし国際的課題調整メカニズムが形成されたとしても、それを対象とした貸出を実施

¹ 本章の論旨は、主に World Bank（2001）を参照した。

² 国際公共財の Stiglitz（1995）は、国際公共財の定義として、国際経済の安定、国際安全保障、地球環境、国際人道支援、知識を挙げている。Ferroni, Mody eds.（2002）は、環境、保健、知識、安全、ガバナンスを挙げている。

することは難しい³。そこで注目されたのがグラント（無償資金協力）であり、さらに突き詰めれば、1990 年代に見られた先進各国の ODA 予算の減額傾向とは逆に国家間の資金移転額を急速に伸ばしてきた財団の役割であった。

国際公共財供給を目的とした国家間資金移転総額は、1994～98 年の年間平均で約 50 億ドルと言われている（World Bank, 2001）。その内訳は、国内活動の便益を他国も享受できるようなプログラムの支援を譲許性資金の当該国への移転を以って行なったケースが 20 億ドル、信託基金、財団を通じた国際的ないし域内プログラムへの支援がそれぞれ 20 億ドル、10 億ドルとなっている。国別プログラムではなく、地球横断的プログラムや域内横断的プログラムの実施を支援するための資金移転の三分の一が財団を通じて行われているわけである。財団を通じた資金移転額は 1990 年代を通じて年平均 8%の高い増加率を記録し、ODA に比して相対的に重要度を増してきた。2000 年時点で、財団の資金移転額は対 ODA 比で 2%程度であるから、国際公共財供給分野での財団の存在感は極めて大きい。

2. 財団による支援の例

財団は、国境による制約を受けることなく、知識の創出や普及を支援し、平和構築、公衆衛生、環境、農業といった分野においてリスクを伴うプロジェクトの実施を支援することで国際社会に変化をもたらす触媒的役割を果たしてきた。幾つかの事例を紹介する。

（1）農業研究

国際農業研究諮問グループ（Consultative Group for International Agricultural Research, CGIAR）は、世界 16 の農業研究センターから成る農業基礎研究のネットワークを支援するドナーの集合体である。農業基礎研究の成果は国際公共財と見なされ、その成果を元にして各国別の応用研究が進められ、普及が行なわれる。2002 年のヨハネスブルグ会議で日本が強調した「ネリカ米」は、CGIAR の支援対象研究センターの 1 つである WARDA（在象牙海岸）の研究成果である。歴史を遡れば、「緑の革命」の起爆剤となった IRRI（在フィリピン）の高収穫米研究が有名であるが、IRRI の農業研究を助成したのはロックフェラー財団とフォード財団であった。現在は先進国政府による拠出割合が増えているが、現在も CGIAR の有力会員としてロックフェラー、フォード、ケロッグといったアメリカの民間財団が名を連ねる。

（2）感染症対策

ビル&メリンダ・ゲイツ財団は 1990 年代後半に急速に助成規模を拡大しているが、その主な支援対象は感染症ワクチン研究開発と予防接種普及である。国際ワクチン・予防接種連盟（Global Alliance for Vaccines and Immunization, GAVI）に 7 億 5 千万ドルを助成した他、国際エイズワクチン・イニシアチブ（International AIDS Vaccine Initiative）に 25 百万ドル、マラリアワクチン・イニシアチブ（Malaria Vaccine Initiative）に 75 百万ドルの助成を行なっている。

³ 勿論、従来型の世銀貸出を通じた国際公共財供給が不可能というわけではない。各国向け IDA 配分額のうち一定割合を国際公共財供給用としてプールすることが検討されているし、域内貿易をある程度想定した一国内の道路網整備といったインフラ整備も、この一類型とみなし得るだろう。

感染症対策分野での初期の成果はアフリカ・オンコセルカ感染症対策（Riverblindness Program）であるが、この多国間プログラムには医薬品メーカーのメルクが医薬品や資機材供与の支援を行なってきた。

（３）知識の創出と共有

上記（１）、（２）ではアメリカの企業家が巨額の資産を活用して助成を行なっている事例ばかりを紹介したが、基本財産の規模が大きいアメリカの民間財団だけが国際公共財供給を支援しているわけではない。知識の創出を目的とした研究助成は日本の民間財団も多種多様なプログラムを持つ。助成財団センター（2002）によると、日本の助成プログラム総数 1380 のうち、406（29.4%）が研究助成である。これは、日本の財団の多くが企業財団で、1970 年代後半の低経済成長への移行期に設立され、各企業が研究開発に力を入れたことと無関係ではないが、一方で専門技術研究開発ではなく、国際社会が抱える様々な課題の解決を目指した調査研究活動を助成するプログラムも芽生え始めている。例えば、トヨタ財団は 1996 年から 2000 年にかけてアジア砒素ネットワーク（AAN）による「ガンジス川下流域における砒素汚染解決に向けた調査・研究及び提言」に対して市民社会プロジェクト助成を行なった（渡辺 2002、Toyota Foundation 2001）。AAN の調査研究はバングラデシュ国内だけではなく世界の砒素汚染研究者からも注目され、彼らが試作したプロトタイプ砂濾過フィルター（PSF）はバングラデシュ国内で他の NGO や援助機関が実施中の地下水砒素汚染対策プロジェクトで応用が試みられている⁴。

3. 財団の定義

日本の ODA 関係者の多くは、日本の ODA プログラムと財団の助成プログラムを繋げて考えることが少ないからか、世銀スタッフが「財団（Foundation）」に言及する場合、すぐにそれを理解することが難しいようである。むしろ、多様な資金源の可能性を常に探らねばならない NGO の関係者には比較的イメージがし易いのかかもしれない。本章では、世銀が「財団」に言及する場合の定義について簡単に説明したい。

「財団（Foundation）」とは、非営利法人または慈善基金として設立された事業体を指し、科学、教育、文化、宗教、その他分野での慈善活動を目的として、同事業体と関係を持たない独立した団体や研究機関、個人に対してグラント（無償資金援助）を行なう。政府や企業、個人からの寄付や会費収入を基本財産（endowments）として運用し、その運用益を原資としてグラント供与する場合もあれば、積み立てられた基金（+運用益）を原資としてグラント供与する場合もある。

財団は大きく「民間財団（Private Foundation）」と「公共財団（Public Foundation）」に分けることができる。両者の違いは収入源の多様化の度合いによるもので、「民間財団」の場合は、1 個人か 1 家族、ないしは 1 企業からの基金拠出に依存するが、「公共財団」の場合は、不特定多数の個人からの寄付や政府機関からの助成金、民間財団からの助成金、会費収入等、収入源が多岐にわたる。

直営事業の実施の有無を以って分類する場合もある。「事業実施財団（Operating Foundation）」は、外部の組織に対するグラント供与はあまり行なわず、原資は直

⁴ アジア砒素ネットワークの調査研究の成果は、JICA の開発調査「砒素汚染地域地下水開発計画」（2000—2001）にも反映されている。

営事業の実施に充当する。日本の NGO で「財団法人〇〇」「〇〇財団」と名乗って実際に途上国で直営事業を実施しているケースがあるが、これらは「事業実施財団」に近い⁵。これに対して、直営事業ではなく専ら外部の組織に対してグラント供与を行なう財団を敢えて「助成財団（Grant-making Foundation）」と呼ぶこともある。世銀では一般に「助成財団」を「財団」と呼んでいる⁶。

「公共財団」のうち、特定地域内の篤志家からの寄付を元に、地域内の住民主導プログラムに助成を行なう助成財団を「コミュニティ財団（Community Foundation）」と呼ぶ。コミュニティ財団概念の歴史は古く、1914 年のフレデリック・ゴフによる「クリーブランド財団」設立にまで遡る。当時、カーネギーやロックフェラーといった大企業家による民間財団の設立が盛んに行なわれていたが、ゴフは、大富豪ではない普通の市民でも、生涯所得の一部を拠出すれば同じような財団を設立することは可能なのではないかと考え、クリーブランド市民に寄付を以って財団を設立した。以後、アメリカ国内には 400 以上のコミュニティ財団が設立され、この動きはカナダや東欧にも広がりつつある⁷。日本では「コミュニティ財団」と銘打った財団は 1991 年設立の大阪コミュニティ財団しかないが、財団法人日本国際交流センターによれば、同様な仕組みを持ったまちづくり基金⁸や民間資金開拓の促進事例はかなり多様化しており、住民グループ主導によるコミュニティ生活改善事業への助成は徐々に拡大してきているとのことである（2003 年 6 月の聴取調査による）。

4. 世銀－財団パートナーシップの現状

世銀－財団パートナーシップの世銀ウェブサイトによると、同パートナーシップは貧困削減と持続可能な開発の促進を目的とし、国レベル或は地方レベルにおける世銀貸出を直接享受できない受益者を対象とした金融資源の動員にプライオリティを置くとされている。

第 1 章、第 2 章でも述べた通り、世銀では、国際公共財供給における財団の資金移転に強い期待を表明しているが、その一方で、各国レベルにおいては、世銀貸付による支援が難しい受益者を対象として、財団を通じた補完的支援が行なわれることを期待しているのである。即ち、住民主導の開発（Community-Driven Development, CDD）への取組に対する助成や、国際協力 NGO の草の根的活動に対

⁵ 日本の NGO の中には財団法人や社団法人といった公益法人格を取得せず任意団体として活動するものや、1998 年 3 月の特定非営利活動促進法に基づいて NPO 法人格を取得して活動するものもある。

⁶ 日本では、以下の活動を行なっている財団法人を以って「助成財団」と定義するのが一般的である。即ち、①他の個人や団体が行なう研究や事業に対する資金の提供、②学生、留学生等に対する奨学金の支給、③個人や団体の優れた業績の表彰と賞金等の贈呈、といった活動である（助成財団センター2002）。日本の場合は「助成財団」と明言しないと、NGO を含めた財団法人をイメージされやすいが、世銀で「財団」と言う場合は、日本の定義における「助成財団」だけを指していることが多いので注意が必要である。

⁷ 以上の情報は、大阪コミュニティ財団ウェブサイト（<http://www.osaka-community.or.jp/>）に拠った。

⁸ 岐阜県主導で開設され、ぎふ NPO センター（<http://www.gifu.npo-jp.net/>）が事務局を務める「公益信託ぎふ」はその一例である。2002 年 5 月の聴取調査では、都道府県主導の公益信託開設は 4 件のみということであった。「公益信託ぎふ」については、ぎふ NPO センターウェブサイトを参照。

する助成である。この点において、世銀は財団と NGO の明確な区別をしていない。世銀には、事務局を信託基金戦略・ドナー調整ユニット（Trust Fund Strategy & Donor Relations Unit, TFS）の財団調整官が務める財団作業グループ（Foundations Working Group）があるが、その主要メンバーに社会開発局の NGO・市民社会グループが含まれているのはこのためである。重点分野として、コミュニティ開発・社会開発、キャパシティビルディング、環境管理、ガバナンス、保健、教育、民間セクター開発が挙げられている⁹。

（１）協調融資のパートナーとして

やや古いデータになるが、2001 年度の対世銀信託基金拠出額で、ビル&メリンダ・ゲイツ財団は 36.5 百万ドルを拠出している。これは単独のドナーとしては 12 位にランクされ、ドイツやフランス、オーストラリア等よりも大口である。

国際公共財供給という視点からは若干外れるが、譲許性の高い資金を拠出できるという点では、加盟国政府による協調融資と同様の役割が財団にも期待されている。よく活用されるのが信託基金拠出によるジョイント協調融資であるが、受益国政府と個別のグラント合意書を締結して行なうパラレル協調融資も多い。幾つかの事例を列挙する。

- Partnership for Strategic Resource Planning for Girls' Education in Africa : ロックフェラー財団、ノルウェー政府、アイルランド政府、アフリカ教育開発協会（ADEA）、アフリカ女性教育者フォーラム（FAWE）等とのパートナーシップで WBI が実施
- Global Alliance for Vaccines and Immunization (GAVI) : オランダ政府、ビル&メリンダ・ゲイツ財団、ユニセフ、その他民間セクターとのパートナーシップにより、世銀人間開発局保健栄養人口セクターユニットが実施
- Investment Partnership for Polio : 世銀（IDA）、ビル&メリンダ・ゲイツ財団、国際ロータリー、UN 財団¹⁰のパートナーシップにより、先ずナイジェリアで実施。同国におけるポリオ経口ワクチン普及のための IDA 貸出 28 百万ドルについて、同国がポリオ撲滅に向けた中間目標を達成する毎に財団拠出基金からグラントを供与して IDA 債務残高を買い取る（buy-down）メカニズム。目標達成度の評価は WHO が行なう。今後、パキスタン、アフガニスタン等で累次導入予定。
- Pamir Private Power Project : 2002 年 7 月承認のタジキスタン向け IDA 貸出で、既存の電力設備の稼働率向上に向けた民活導入支援を目的とするが、操業をアガ・カーン開発ネットワーク¹¹と IFC の共同出資会社で行なう。

⁹ 同パートナーシップの理論的根拠として、世銀ウェブサイトは次の 5 点を挙げている。即ち、

- 1) 世銀は財団から知識と経験を得られる。
- 2) 世銀は、世銀が持つ情報、知識、資源を財団と共有することができる。
- 3) 特定の課題やセクターにおける事業レベルのパートナーシップを通じて、世銀、財団双方の開発支援活動の深化を図ることができる。
- 4) 世銀は、財団側独自のイニシアチブであっても、世銀のプライオリティと補完性が強いものについては、財団との協議を行なうことが必要である。
- 5) 世銀は、双方が持つ能力を、各国レベルのプログラムやプロジェクト、その他地域横断的ないし地球横断的イニシアチブの共同実施や協調融資に繋げる必要がある。

¹⁰ テッド・ターナーの拠出によって設立された財団。

¹¹ パキスタンに拠点を置く開発ネットワーク（Aga Khan Development Network）で、非営利の助成活動を目的としたアガ・カーン財団（Aga Khan Foundation）、有償資金の

（２）知識共有のパートナーとして

また、世銀は、協調融資、共同事業実施を通じたパートナーシップを推進する一方で、相互のプログラム実施に当たって、定期協議会や各種ワークショップ、日常の交流を通じ、関係者間で上位目標や情報、ノウハウが共有されることを期待している。

上位目標とは、即ちミレニアム開発目標（以下 MDG）のような国際的に先進国、途上国間で既に共有されている目標であり、その達成に向けていかに世銀と財団の持つ情報やノウハウを共有するかである。財団の助成プログラムが国際公共財供給という点でいかに意義あるものなのか、国際公共財がいかに各国レベルの貧困削減に寄与するのかを財団側に自覚してもらい、MDG 達成に向けた財団の参加意識を高め、民間レベルの資金移転におけるいっそうの貢献を期待している。これは一種の協調融資であるため、世銀としては財団に対して情報開示を進めるとともに、財団側の持つ情報の共有も求めてゆく必要がある。

各国レベルの上位戦略は貧困削減戦略ペーパー（以下 PRSP）に記載される。このため、世銀は財団に対して PRSP の位置付けと参加型戦略策定プロセスについて情報普及を行ないたい。企業や家族主導の民間財団、コミュニティ財団は、助成プログラムのニーズを分析し、グラント申請の優先付けや承認行為を行なう理事会組織が必ず設けられており、特にコミュニティ財団の場合、当該コミュニティ内から選出された理事によって理事会が構成されるガバナンスの仕組みを持っている。PRSP では誰が市民社会の代表者かという問題提起が常に付きまとうが、コミュニティ財団を当該コミュニティの市民社会の代表と見なすこともできる。そして、まちや村の生活環境改善への取組を支援するコミュニティ財団の経験とノウハウは、PRSP 対象国における市民社会の参加意識の向上に寄与するものと期待されている。

５．コミュニティ財団イニシアチブ

事業レベルのパートナーシップの１つとして、本章では「コミュニティ財団イニシアチブ」を紹介したい。このイニシアチブは、世銀が提唱する住民主導型開発（Community-Driven Development, CDD）推進の手段として、アメリカを中心に発達してきた「コミュニティ財団」コンセプトの適用可能性を探るパイロット事業で、世銀、財団評議会（Council of Foundations）¹²、欧州財団センター（European Foundation Center）¹³、チャールズ・スチュワート・モット財団、フォード財団の共同イニシアチブとして発足した。

供与を目的としたアガ・カーン経済開発基金（Aga Khan Fund for Economic Development）等、８つの関連組織によって形成されている。詳細は同ネットワークのウェブサイト（<http://www.akdn.org/>）を参照。

¹² ワシントン DC に本部を置くアメリカ財団のネットワーク組織。約 4500 の会員財団から構成され、年 4、5 回の協議会を開催する一方、財団創設や運営に関する技術的助言や、各種調査活動、ハウツー本の出版等を行なっている。詳細は同評議会ウェブサイト（<http://www.cof.org/>）を参照。

¹³ ブラッセルに事務局を置く欧州系財団のネットワーク組織。約 200 の会員財団から成り、加えて約 4500 の欧州 NGO とのネットワークを持つ。会員財団には、欧州進出企業が設立した他地域の企業財団（トヨタ、フォード等）や欧州内だけではなく世界中で活動支援を行なう欧州系助成財団も含まれる。NPO 法制の整備やフィランソピー普及を進める作業

世銀がコミュニティ財団に注目するのは、当該コミュニティの構成要素をセクター横断的に全て1つのテーブルに乗せ、コミュニティの課題としての合意形成を図り、コミュニティ自身が持つ資源をプールして優先度の高い活動に投入し、資源のレバレッジを高めることを通じて、コミュニティ財団は住民主導型開発促進とコミュニティの能力構築の一翼を担う潜在性が高いと期待されるからである。コミュニティ財団はより長期戦略的見地に立ってコミュニティ開発事業助成の優先順位付けを行なうため、当該地域の貧困削減への寄与が大きい。また、コミュニティ財団は当該地域で活動する全ての市民社会組織・NGO に対してセクターの垣根を越えた単一の協議スペースを提供できるため、財団自身が当該地域の市民社会の代表として、政府との政策協議に臨むことも考えられる。

世銀では既に 1998 年の段階でその可能性に注目し、フォード財団の資金協力を元にコミュニティ財団の専門家を備え、2 年間にわたる現況調査を進めてきた (Malombe 2000)。結果として 5 カ国におけるコミュニティ財団コンセプトの試験的導入のパイロット事業が浮上してきた。現在は TFS と社会開発局の費用折半によってタスクマネージャーを備えたところで、今後対象国の選定や具体的な役割分担が議論されてゆくことになる。新しいコンセプトの移転を伴うため、対象国に対する技術援助が行なわれるであろうが、同技術援助向けグラントの原資は財団による信託基金拠出、コンサルタントの備えにあたっては財団評議会や欧州財団センターを通じた人選が行なわれることになろう。

目下のところ、コミュニティ財団推進者の二国間援助機関に対する長期的な期待は、資金供与を通じた財団の基本財産の規模拡大にある (Malombe 2000)。短期的にはフォード、ソロス、マッカーサー、ケログ、ロックフェラー等多くの民間財団が同イニシアチブの枠組の内外で基本財産支援に関与しており、パイロット事業の段階で二国間援助機関の関与を求める声は今のところさほど大きくはない。むしろ、コミュニティ財団が定着する前に巨額の基本財産が積みあがると、組織のガバナンスに悪影響をもたらすとの懸念も指摘されている。パイロット事業の進捗状況を睨みつつ、二国間援助機関、米欧以外の財団への情報普及を進めてゆくことになるだろう。

6. 日本の財団との関係構築

財団法人助成財団センターが 2001 年に行なった調査によると、日米の財団の資産総額、及び年間助成額の上位 20 財団を比較すると、日本とアメリカの財団では、資産総額で約 33 倍、年間助成額で約 29 倍の開きがある (助成財団センター 2002)。第 2 章で触れた通り、日本の財団の多くは研究助成の他に外国人留学生向けの奨学金プログラムを持つが、海外プロジェクト助成のプログラムを持つ財団は 5 つしかない¹⁴。規模の上で圧倒的に小規模であり、TFS の財団調整官の視野に日本を含めたアジアの財団へのアプローチがあまり入っていないのが現状で、当面は欧米の財団コミュニティとの関係維持強化に重点が置かれている¹⁵。日本の財団との関係構築は端緒についたところである。2002 年 5 月のイアン・ライト TFS 課長及び筆者に

部会を持ち、年 1 回の年次総会を開催している。詳細は同センターウェブサイト (<http://www.efc.be/>) を参照。

¹⁴ アジア・コミュニティ・トラスト、トヨタ財団、日本財団、日本国際協力財団、笹川平和財団

¹⁵ TFS 財団調整官エレノア・フィンクが 2003 年 6 月 19 日の TFS スタッフ会議の場で行なったプレゼンテーションから引用。

よる日本経団連、トヨタ財団、財団法人助成財団センター、国際交流基金訪問、2003年6月の両名によるジャパン・プラットフォーム、JANIC（アジア・コミュニティ・トラスト事務局）、財団法人日本国際交流センター訪問と、それを契機とした世銀□財団パートナーシップ関連の情報提供がこれまで行なわれたところである。

日本の財団については、①NPO 税制の整備が不十分で寄附行為に対する免税措置が十分適用されない、②民側の公的部門への依存体質が根強く、財団助成によるNPO 部門の成長が市民社会の成熟に必要な不可欠であるとの合意が得られていない、□日本の財団法人は、その事業目的に応じて主務官庁か都道府県庁で法人登記の認可を受ける必要があるが、事業目的を変えてゆくことが非常に難しく、時代のニーズに迅速に対応できない、これらの結果として財団が資産規模を拡大することは困難であるといった問題点が指摘されている¹⁶。また、2回にわたるライト課長と筆者の日本訪問によって明らかになったのは、日本には「財団」の定義に関して広範な合意がなく、アメリカの財団評議会のように財団コミュニティの核となり得る組織が特定しにくいということであった¹⁷。

他方、小規模ながらも研究助成や奨学金といった人材育成面での支援はかねてから日本の財団も得意とするところであり、さらに日本と他国の市民社会の交流対話、知識の共有の場を提供するための助成プログラムを持つ財団も幾つかある¹⁸。世銀としては、当面、MDG や PRSP といった世界的に共有されている目標と日本の助成財団や NGO のプログラムのリンクを意識してもらい、両者間の整合性（alignment）を高めてゆくため、知識共有やネットワーク形成を支援する助成財団プログラムと連携して日本やアジア地域での情報普及を実施してゆくことが考えられる。さしあたって検討がなされているのは、2003年9月に東京で開催される「第4回 CSO フォーラム」への世銀職員の派遣である。同フォーラムでは、まさにMDGを各CSO・NGOのプログラムにどう繋げるかが議論される予定である。

その他具体的な準備中の連携としては、2003年12月3、4日にワシントン世銀本部で開催される Development Marketplace 2003: Global Competition¹⁹の審査員

¹⁶ 電通総研（1996）、助成財団センター（2002）、日本国際交流センター等での聴取調査、日本経済新聞 2003年5月連載「NPO 駆ける」の記事等による。

¹⁷ 助成財団では財団法人助成財団センター、企業財団では日本経団連傘下の社団法人海外事業活動関連協議会、1%クラブ、日本フィランソロピー協会等が一応考えられるが、対外的にはこうしたネットワーク組織ではなく特定の財団ないし個人の認知が高いケースが多い。笹川平和財団やトヨタ財団、個人としては財団法人日本国際交流センター山本正理事長、トヨタ財団黒川千万喜前専務理事等である。

¹⁸ 日本財団、トヨタ財団、国際交流基金である。例えば、過去3回開催されている日米 CSO（Civil Society Organizations）フォーラムの開催費（参加者の旅費を含む）は、トヨタ財団や国際交流基金日米センター等から助成を受けた。

¹⁹ Development Marketplace（以下 DM）は、開発アイデアの売買市場であり、世界中から寄せられる革新的開発アイデアの中から優れたプロポーザルにはパイロット事業実施資金として賞金を授与するコンテストが開催される。売買市場であるため、世銀本館ロビーでは最終選考に残った約 200 組のブースが設置されるとともに、アイデアの買い手となるドナーのブースも設置され、会場ではコンテストとともにアイデアの売買が行なわれる。2002年1月に開催された DM 2001 では、JICA 米国事務所が参加し、当日の会場で幾つかの案件を選択し、在外事務所に繋いだ。また、世銀本部で開催される Global Competition 以外に国別で開催される Country Innovation Days というイベントもあり、こちらの方でも 2001 年のペルーでの開催時に JICA ペルー事務所が協賛団体として資金協力を行なった。

として、ジャパン・プラットフォームの黒川千万喜事務局長の招聘が挙げられる。黒川氏は上記 CSO フォーラムの日本側事務局である CSO 連絡会の共同議長であり、昨年までトヨタ財団の専務理事を務め、日本国内の助成財団、NGO コミュニティの中でも認知度が極めて高い。Development Marketplace 事務局側の狙いとしては、日本からのイベント財政支援があるが、その前段階として黒川氏にイベントの目的と意義について理解を深めてもらい、来年度以降の Development Marketplace 開催の際には、日本の NGO からのプロポーザル提出件数の増加²⁰とともに、日本の財団から Development Marketplace 向けマルチドナー信託基金への拠出を期待している。

7. 最後に～JICA にとっての含意

これまで述べてきた通り、世銀が財団とのパートナーシップを重視する背景には、資金移転の面での財団の存在感があることは否めないが、他方で、上位目標を共有し、お互いの優れた点を十分理解して相互補完的な役割分担を意識することで、ミレニアム開発目標（MDG）や貧困削減達成に向けた効果の拡大を狙っている。しかし、この動きは目下のところ欧米の財団とのパートナーシップが中心に据えられており、日本を含めたアジアの声が反映されているとは言い難い。World Bank（2001）で、世銀は国際公共財供給における日本の財団の台頭にも言及しているが、具体的に対日本での今後のアプローチについては全く言及していない。日本の助成財団の規模が小さく、アメリカの財団評議会、欧州の欧州財団センターのような核となるべき組織の特定が日本では難しいことから、世銀の対日アプローチは方向性が定まっていない。

貧困削減という目標を念頭に世銀の対日アプローチを組む場合、核としての JICA への期待は大きい。JICA は、途上国における技術協力事業の実施に際して、国内関連省庁、大学、NGO、コンサルタント、民間企業、地方自治体等、人材派遣面で多くのセクターからの協力を得てきたばかりでなく、国内 16 のセンター、各都道府県に配置した国際協力推進員、帰国専門家・協力隊員連絡会等を通じて既に国内に張り巡らされたネットワークを持つからである。

（1）クロス・セクトラル・パートナーシップの推進

財団法人日本国際交流センターは、1997 年から 2000 年にかけて、「企業と NPO のパートナーシップ」と呼ばれる共同研究を実施し、アジア太平洋地域 7 ヶ国の成功事例について調査を行なった²¹。その調査報告書によると、「アジア太平洋諸国の経済発展の原動力となった企業の役割が拡大するにつけ、その社会的影響力は増大し、その結果、企業自身が社会的課題に積極的に関わる傾向が見られるようになった」こと、「アジア各国では、企業と NPO の間だけではなく、複数のセクターの間でパートナーシップの形成が進んでいる」ことが指摘されている（山本 2003）。政府セクターだけでは問題解決に至らないとの認識が強まり、政府、地方自治体、企

²⁰ DM 2001 で最終選考に残った 204 組のうち、日本からの参加は 2 団体のみであった。DM へのプロポーザル提出は、NGO だけではなく、コンサルタント、政府機関職員、誰でも行なうことができる。DM 2003 のプロポーザル募集は既に 5 月で締め切られているが、世銀東京事務所では、NGO やコンサルティング会社向けにイベント説明会を開催し、参加を呼びかけた。

²¹ 共同研究の成果は、財団法人日本国際交流センター監修『企業と NPO のパートナーシップ：市民社会の新しい担い手』アルク刊として出版されている。

業、学界、言論界、NPO、一般市民の中に内在する多くの才能、専門性、特質を活用することが求められ、それぞれがパートナーとなって協力（クロス・セクトラル・パートナーシップ）することで、各々が持つリソースのレバレッジが高まり、影響力を拡大することができると認識され始めている。

JICA が独立行政法人化に臨むにあたって、キーワードの1つは「国民参加」である。国民の参加形態は単に JICA 事業の手足として研修員受入や専門家・協力隊員派遣、委託事業の実施を担うといったことに留まらない。草の根技術協力事業（草の根協力支援型）は、JICA が NGO、大学、公益法人等とお互いのリソースを持ち寄って事業効果を高めるまさに「クロス・セクトラル・パートナーシップ」の典型である。草の根技術協力事業のようなパイロット事業の普及拡大には持続性の高いビジネスモデルの確立が必要であるが、そのためのビジネスアドバイザーは民間セクターから備上するのが望ましい。さらに、コミュニティ財団のようなコンセプトが途上国に普及すれば、パイロット事業の普及拡大を現地のコミュニティ財団の助成金を活用して進めることも検討可能である。

山本（2003）は、パートナーシップを組もうとする際に他のパートナーがどのような力を持ち、専門性を提供できるかを慎重に検討する必要があると指摘する。世銀、日本の政府機関、NGO、助成財団、企業、地方自治体（国際交流協会等）、まちづくりに関わってきた NPO、マスコミ、学界等、様々なセクターが、途上国のむらづくりと貧困削減に関連する分野に適用し得る経験と知識、専門性が何であるか、相互理解を深める必要がある。

（2）ミレニアム開発目標（MDG）、貧困削減という目標の共有

山本（2003）は、さらに、パートナーシップを組む人間同士が共通の目標を共有し、ある種の共通の価値観を共有することが必要であると指摘している。

国際協力を志向する日本の NGO の中で、国際的に合意が得られている MDG や PRSP と自らの事業との関連性について十分な意識を持つ団体は少ないとの指摘がある²²。地方自治体の外郭団体である国際交流協会や在日外国人との交流や支援を行なう草の根国際交流団体にも同様の傾向があるという。海外進出企業の間でも進出先コミュニティにおける企業の社会的責任への意識は高まりつつあるが、その活動を MDG や PRSP に繋げるには至っていない。このようにばらばらなベクトルを貧困削減達成に収斂させるためには、情報普及が適切に行なわれ、各パートナーの間で目標が共有されなければならない。

欧州では、「Europe in the World」と呼ばれる欧州の財団及びそのパートナーのためのウェブコミュニティ（<http://www.europe-in-the-world.info/>）が形成されている。欧州の NGO や途上国の NGO の活動内容を紹介し、二国間援助機関や民間セクター、財団、さらには個人による、それら団体への資金供与、直接的寄附や財団助成を促進することが目的で、資金は MDG 達成に向けた欧州以外の地域での活動支援に活用される。その仕組は、オンライン上での資金動員促進という点では日本における「GambaNPO.net」や「ぼきんやドットコム」に近く、マルチ・ドナーのためのプラットフォームであるという点では「ジャパン・プラットフォーム」とも近い。しかし、「Europe in the World」はウェブサイトで政策課題として MDG 達成支援を明確に謳い、MDG 理解促進のためにかなり詳細な説明サイトを添付しているという点で、世銀の財団作業グループが注目する試みである。

²² 2003 年 6 月 23 日のワシントン DC 開発フォーラムにおける CSO 連絡会今田克司氏の発言から。

様々なステークホルダーの間で目標の共有を図るため、JICA に対して、MDG 啓蒙普及を目的としたセミナーの開催を提案したい。「Europe in the World」の開設と運営には欧州財団センターが関わっているが、核となる市民社会ネットワーク組織の特定が難しい日本ではターゲットを1団体に絞ることは難しい。参加者としては、

- 財団法人助成財団センター、日本経団連、海外活動助成を行なう財団、さらに「GambaNPO.net」や「ぼきんやドットコム」といった国際協力向け民間資金開拓スキームの関係者、
- CSO 連絡会や JANIC といった NGO のネットワーク組織、
- 草の根国際交流団体、自治体国際交流協会のネットワーク組織等
- アジア各国の市民社会の代表者。例えば、JANIC が持つアジアの NGO ネットワーク組織とのネットワークや、財団法人日本国際交流センターが日本代表を務めるアジア太平洋フィランソロピー・コンソーシウム (APPC) を通じた参加者招聘、
- マスコミ

世銀と JICA の共催事業の一案として、以上の提案を行なった。シンポジウムやセミナーの実施に際しては、幾つかのネットワーク団体との共催という形であれば、それら団体はトヨタ財団や国際交流基金の助成を受け得る点を付記しておきたい。冒頭の国際公共財に戻すと、Ferroni, Mody eds. (2002) は国際公共財の五分類に「ガバナンス」を挙げている。公共財的性格を持つコア活動は当然ながら多国間組織制度であるが、それを補完する活動として「国内市民社会の強化」を挙げる。即ち、世銀と JICA が日本の助成財団の協力を得て日本国内外の市民社会を代表する組織と世界の貧困削減・MDG の達成という目標を共有し、クロス・セクトラルなパートナーシップの形成を確認することは、国際公共財供給への貢献とも解釈することができるのである。

以上

【参考文献】

- 助成財団センター 2002. 『助成団体要覧 2002』 財団法人助成財団センター
- 電通総研 1996. 『NPO（民間非営利組織）とは何か』 日本経済新聞
- 日本国際交流センター 1998. 『アジア太平洋の NGO』 アルク
- 山本正 2003. 『シビル・ソサエティの発展と「クロス・セクトラル・パートナーシップ」』 日本 NPO 学会「ノンプロフィット・レビュー」向け未定稿
- 渡辺元 2002. 『NPO による調査研究能力の重要性－政策提言力の強化に向けて』 パブリックリソース研究会編「パブリックリソースハンドブック」ぎょうせい 2002 年所収
- Ferroni, Marco., and Ashoka Mody, eds. 2002. *International Public Goods: Incentives, Measurement, and Financing*. Boston, Massachusetts: Kluwer Academic Publishers
- Furukawa, Shun'ichi., and Toshihiro Menju, eds. 2003. *Japan's Road to Pluralism: Transforming Local Communities in the Global Era*. Tokyo and New York: Japan Center for International Exchange (JCIE)

- Kaul, I., I. Grunberg, and M. Stern, eds. 1999. *Global Public Goods: International Cooperation in the 21st Century*. New York and Oxford: Oxford University Press
- Malombe, Joyce. 2000. *Community Development Foundations: Emerging Partnership*. Washington, DC.: World Bank
- Stiglitz, Joseph. 1995. *The Theory of International Public Goods and the Architecture of International Organizations*. United Nations Background Paper 7, Department for Economic and Social Information and Policy Analysis
- Toyota Foundation. 2001. *Report for Fiscal 2000*. Tokyo. The Toyota Foundation
- World Bank. 2001. *Global Development Finance 2001*. Washington, DC.: World Bank



世界銀行信託基金プログラムと 日本の二国間援助

2003年 6月

世界銀行 信託基金戦略・ドナー調整ユニット

山田 浩司

背景

◆ 信託基金に関する誤解

- － 「信託基金は世銀のお金である」
- － 「日本が拠出する信託基金であっても、日本の二国間援助機関は活用できない」
- － 「信託基金からの資金供与によって実施されるのは世銀の事業であり、そこで生じた問題は世銀に言えば解決される」

プレゼンテーションの目的

- ◆ 信託基金の基本的理解
- ◆ 日本のPHRD基金、JSDF基金の紹介
- ◆ 二国間援助機関による信託基金活用
- ◆ 日本の信託基金の執行率向上

信託基金は世銀のお金？

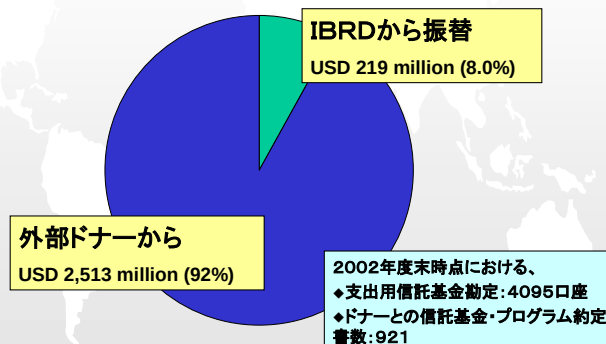
- ◆ 信託基金は、世銀加盟国政府や政府関係機関、民間財団が世銀を信頼して利活用を託した資金である。

信託基金は何のために使われるか

- ◆ 世銀事務管理予算と事業予算の補完
- ◆ 国際公共財の供給
- ◆ 貸出・投資・保証を通じた途上国支援ではカバーできない活動をgrantベースで支援
- ◆ ドナーとのパートナーシップの強化：ドナー国のナレッジの世銀活動への反映、ドナー国コンサルタントの国際経験蓄積
- ◆ 国際的取決めの実施

信託基金の基礎データ(1)

2002年度末時点拠出額 USD 2,732 million の内訳



信託基金の基礎データ(2)

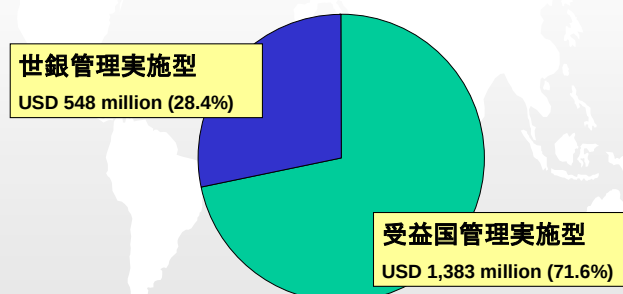
主要ドナーの構成(2002年度の拠出額)

ドナー	拠出額(単位: 百万ドル)	構成比
USA	547	20.0%
EC	340	12.4%
Japan	305	11.2%
Netherlands	268	9.8%
UK	186	6.8%
Italy	166	6.1%

総拠出額 USD 2,732 million

信託基金の基礎データ(3)

2002年度末時点執行額 USD 1,931 million の内訳



信託基金の基礎データ(4)

2003年度上半期執行額 USD 1,340 million の内訳

- ◆ 事務管理・業務実施経費の補完
 - HIPC(441百万ドル、33%)
 - 協調融資(177百万ドル、13%)
- ◆ 技術援助及び政策助言サービス
 - 世銀オペレーション活動支援(27百万ドル、2%)
 - 世銀パートナーシップ活動支援(19百万ドル、1%)
 - 受益国活動支援(543百万ドル、41%)

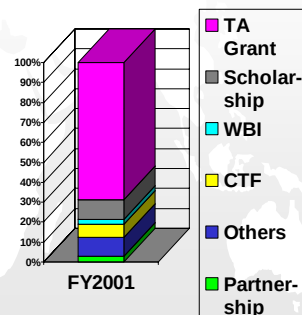
世銀の代表的信託基金プログラム

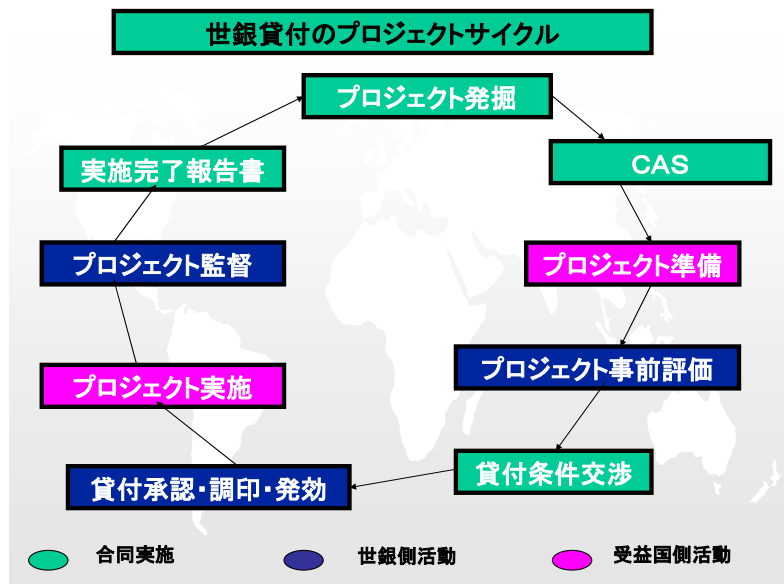
- ◆ HIPC信託基金
- ◆ 地球環境ファシリティ(GEF)
- ◆ 開発政策・人材育成基金(PHRD)
- ◆ 日本社会開発基金(JSDF)
- ◆ コンサルタント信託基金(CTF)
- ◆ 国際農業研究諮問グループ(CGIAR)
- ◆ ノルウェー環境社会開発基金(Norwegian ESSD Fund)
- ◆ 貧困削減戦略基金(PRSTF)

開発政策・人材育成基金

Policy & Human Resources Development Fund (PHRD)

- ◆ 2001年度配分実績:
USD 106.8 million
- ◆ 複数のサブプログラムから構成
 - 技術援助(TA)グラント
 - 奨学金プログラム
 - WBI研修プログラム
 - 日本コンサルタント信託基金(JCTF)
 - 世銀-日本パートナーシップグラント





PHRD TAグラント

- ◆ 世銀貸出プロジェクトの準備は、基本的に受益国政府側の責任
- ◆ PHRDは受益国のプロジェクト準備を支援するためのグラント
 - コンサルタントによるF/S、設計調査
 - プロジェクト関係者に対するPCMワークショップ開催
 - PHRDは、プロジェクト関係者の国外での研修をカバーできない。
- ◆ JICA事業との類似性
 - 開発調査、専門家派遣、無償基本設計調査等

事業補完/重複回避の必要性

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業補完 <ul style="list-style-type: none"> – 専門家→世銀プロジェクト準備に配属先省庁の内側から関与 – 本邦研修→日本の経験の世銀プロジェクトへの反映 – 第三国研修→アジアの経験のアフリカへの反映 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 重複回避 <ul style="list-style-type: none"> – PHRDグラントとM/P開調が並存 <p style="text-align: center;">⇒世銀貸付プロジェクトサイクルの川上を押えることが重要</p> |
|---|---|

川上を押えるには

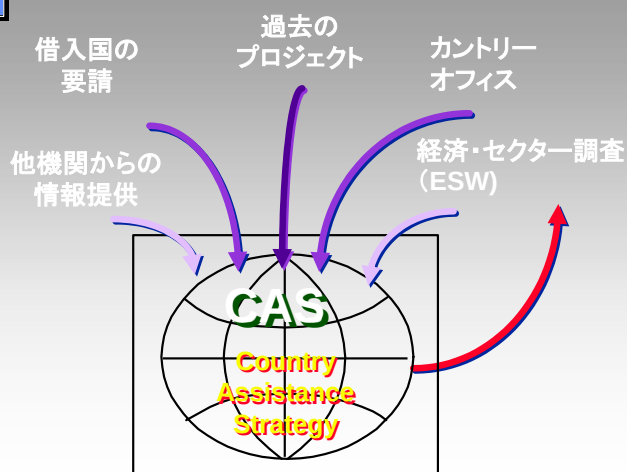
- ◆ PHRD情報を事前に察知する
- ◆ CAS上で、今後準備が行なわれる世銀貸出プロジェクトを事前に察知する
- ◆ CASの前段階の経済セクター調査ESWを事前に察知する



- ◆ 現地レベルで世銀事務所と情報交換ができる雰囲気作り



プロジェクトの発掘



日本コンサルタント信託基金

Japan Consultant Trust Fund (JCTF)

- ◆ 目的:
 - － 日本人コンサルタントに世銀等国际機関とのビジネスに習熟してもらう
 - － 世銀の活動に日本の知見を反映させる
 - － 世銀と日本のパートナーシップの強化
- ◆ 使途: 世銀側活動の支援 (Fee, Travel, Per Diem)、BB補完
- ◆ 100%日本タイド

JCTFの課題

- ◆ 執行率の低迷:
 - 2003年度拠出額: USD 12.3 million
 - 2003年度執行見込額: USD 6.2 million
- ◆ 背景:
 - 日本政府のコミット時期が遅かった
 - 世銀側ニーズと日本側サプライのミスマッチ
 - TTLが日本人コンサルタントを知らない
 - コンサルティング会社のマーケティング不足

独立行政法人になれば、 JICAでもJCTFにアクセスできる

事例: ベトナムにおける聾啞者向け手話開発支援のシナリオ作り

- ◆ 世銀の障害者支援チームは4人
- ◆ 世銀: できれば障害者をコンサル僱上したい
- ◆ コンサルティング会社: 障害者支援のノウハウ、国内障害者団体とのネットワークがない
- ◆ 国内障害者団体: 国際機関との業務経験なし
- ◆ JICA: コンサルティング会社、障害者団体とコンソーシアム形成、調査受注

JICAは、人材を世銀にも提供できる

事例: 国際協力人材センター

- ◆ 川口-JDW会談(2002年9月)で川口外相が言及
- ◆ 日本人コンサルタントに関するTTLの情報源:
 - 過去のインターン経験者
 - ワシントン界隈の人つて
- ◆ 世銀東京事務所: 個人コンサル登録者は50人程度
- ◆ JICAデータベース: 帰国専門家、NGO、大学教員などを幅広くカバー

日本・世銀パートナーシップグラント

Japan-World Bank Partnership Program

1. 日本の研究機関と世銀が共同で計画・実施する調査研究、セミナーの開催の支援
2. 二国間援助も含めた開発援助政策と援助調整に関する世銀主催の会議の本邦開催の支援
3. 日本と世銀のパートナーシップを強化し、日本国民に世銀の活動を広く知らしめるのに貢献すると思われる世銀の活動の支援
4. その他日本と世銀のパートナーシップ強化に資すると財務省-世銀間で合意した活動の支援

日本・世銀パートナーシップグラント

これまでの具体的事例

- ◆ 経団連-世銀合同イニシアチブ「ベトナム水力発電事業への民間セクター参加」(1999年)
- ◆ 「コンサルタント調達に係る世銀ガイドライン」の翻訳(2000年)
- ◆ 日本とアジア大洋州地域のNGOのキャパシティビルディング(2001年)
- ◆ NGOキャパシティビルディング・フェーズ2(2003年)
- ◆ 東アジア局インフラストラクチャー調査?(世銀・JBIC・JICA・ADB)

日本・世銀パートナーシップグラント

例えばこんなことも・・・

事例: アフリカーアジア間貿易投資に関する TICAD-NEPAD国際会議の開催

- ◆ 調査項目A: CTFを活用して実施(世銀)
- ◆ 調査項目B: JICA調査研究費を活用
- ◆ 調査項目C: その他機関による調査研究



- ◆ 国際会議の開催: パートナーシップグラントとJICAの協調融資

日本社会開発基金

Japan Social Development Fund (JSDF)

- ◆ 目的: 世銀貸出によって外的ショックに対する脆弱性が高まる可能性のある貧困層の直接的支援
- ◆ 使途: 世銀が融資する事業の補完
 - － プロジェクトグラント(低所得国)
 - － キャパシティビルディンググラント(中所得国)
- ◆ 規模: 5万ドル～3百万ドル
- ◆ 執行期間: 最大4年
- ◆ グラントはいったん受益国の国庫に入る

JSDFと日本の二国間援助

- ◆ JICA開発福祉支援事業と一部競合
- ◆ 世銀側TTLにJICA・JBIC現地事務所とコンタクトするインセンティブあり
 - － グラントの設計
 - － NGO選定
 - － モニタリング体制
- ◆ 日本のNGOの関与を推奨
 - － 日本のNGO情報の提供(ジャパンデスク?)
 - － NGOキャパシティビルディング
- ◆ 支援中の村落でもグラント活用が可能

貧困削減戦略基金

Poverty Reduction Strategy Trust Fund (PRSTF)

- ◆ 目的: PRSPプロセスに関係する政府機関、議員、CSO、教育・研究機関、民間団体のキャパシティビルディング
- ◆ 拠出: 2千万ドル
 - － うち1千万ドルは日本(PHRDから振替)
 - － オランダ参加、ECとスイスが2003年度参加予定
- ◆ 規模: 2年間で50万ドルまで
- ◆ JICAの関与:
 - － 現地でステアリングコミティに参加
 - － 実施段階で専門家・コンサルを投入

民間財団とのパートナーシップ

Bank/Foundations Partnership

- ◆ 民間財団国際助成プログラムを通じて、年間10億ドル以上が国境を越えて移転される。(2001年)
- ◆ 民間財団は研究開発助成を通じた国際公共財供給を重視←世銀とのナレッジ共有
 - － 農業研究: CGIAR
 - － 感染症ワクチン開発、ポリオ撲滅キャンペーン
- ◆ コミュニティ財団イニシアチブ
 - － 「コミュニティ財団」概念の途上国への普及
 - － 途上国コミュニティ財団への基本財産支援

独立行政法人になれば、JICAはアンタイドの世銀資金から業務受注も可能になる

事例: GTZ

- ◆ コミッション総額(DM1,908million)の1.2%(DM22.1million)は世銀から
- ◆ 主な資金源
 - － 世銀貸出のTAコンポーネント
 - － TAグラント

Thank You!



◆ 参考ウェブサイト

- － 資源動員・協調融資局 <http://worldbank.org/rmc/>
- － PHRD基金 <http://www.worldbank.org/rmc/phrd/phrd.htm>
- － JSDF <http://www.worldbank.org/rmc/jsdf/index.htm>
- － 財団 <http://wbln0018.worldbank.org/essd/extfoundations.nsf>
- － 日本企業の受注機会については世銀東京事務所 <http://www.worldbank.or.jp/>

◆ お問い合わせは・・・

- － 信託基金戦略・ドナー調整ユニット 山田浩司
kyamada@worldbank.org